

湯沢町障がい者計画(第2期)

湯沢町障がい福祉計画(第3期)

だれもが安心して、生きがいをもって、
暮らせるまちづくりをめざして

(素 案)

湯 沢 町

平成24年3月

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨

計画策定の背景と趣旨	1
両計画の性格と位置づけ	2
計画の期間	2
計画の策定体制	3

第 2 章 障がい者を取り巻く現状

人口構造	4
障がい者の状況	7
障がい者を取り巻く状況	10

第 3 章 計画策定の基本的考え方

基本理念及び基本目標	31
------------	----

第 4 章 障がい者計画

社会参加の促進	33
生活の場・働く場の確保	35
教育の充実	37
保健・医療の充実	39
福祉サービスの充実と基盤整備	41
日常生活の支援	43
福祉のまちづくりの推進	45

第 5 章 障がい福祉計画

障害者自立支援法をめぐる動き	47
障害者自立支援法のポイント	48
自立支援の事業体系	49
地域生活又は一般就労への移行の数値目標	49
サービスの見込量とサービス確保のための方策	53

第 6 章 計画の推進体制

計画の推進体制	62
計画の進捗管理	63

資料編

湯沢町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会委員名簿	64
湯沢町自立支援協議会委員名簿	65
計画策定経過	66
用語解説	67

第1章 計画策定の趣旨

計画策定の背景と趣旨

近年の我が国は、急速な少子高齢化と共に、障がい者数も増加傾向にあり、重度化・重複化が進んでいます。同時にライフスタイルや家族関係・地域のあり方が大きく変容する中で、障がい者の意識も変化し、地域での自立した生活を支援することがこれまで以上に重要となっています。

このような中、平成5年に「心身障害者対策基本法」より改められた「障害者基本法」は、平成16年の改正により、差別禁止規定や社会就労の条項が盛り込まれ、平成23年8月の改正により、心身機能だけでなく、社会的な制度や慣行などの影響で生活が制限される人も「障がい者」として幅広く定義し、障がいがある人の社会参加を妨げたり日常生活を制約したりする社会的障壁を取り除き「すべての国民が障がいの有無にかかわらず共生する社会」の実現を目指すこととしています。

障がい者施策においても、平成15年に「支援費制度」が導入された後、平成18年度には「障害者自立支援法」が制定されるなど、法制度も国民の様々な声を踏まえ、度重なる見直しを経ており、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しております。

こうした国の動向を踏まえ、平成18年3月、新潟県において、今後の障がい者施策の基本的方向性を定めた「新潟県障害者計画」が策定されました。

本町においても、平成13年に障害者基本法に基づき「湯沢町障がい者計画―だれもが安心し、生きがいをもって、暮らせるまちづくりをめざして―」を策定し、平成18年度には、障がい者計画と、障がい者自立支援法に基づく障がい福祉計画を一体的に検討した「湯沢町障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、時代のニーズに即した障がい者施策の実現を目指し、福祉の充実を進めてきました。

本町では、これら両計画の見直し時期を合わせ、平成23年度において「湯沢町障がい者計画(第2期)」と「湯沢町障がい福祉計画(第3期)」を併せて検討し、障がい者施策の総合的な推進を図ることとしました。

この両計画は、障がい者の自立支援と社会参加の一層の促進を図ると共に、住民・障がい福祉サービス提供事業者・行政が一体となって障がいの有無に関わらず共生する地域づくりと、湯沢町総合計画の基本施策である「安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を推進する基本的方向性を示す指針となるものです。

両計画の性格と位置付け

『湯沢町障がい者計画(第2期)』は、障害者基本法に基づき、障がい者施策の福祉、保健・医療、社会参加の支援等、湯沢町の障がい者施策を総合的に推進するための計画として位置づけられます。

『湯沢町障がい福祉計画(第3期)』は、障害者自立支援法に基づき、障がい福祉サービスの利用見込や提供体制の確保に関する計画です。

両計画とも、法制度及び「重点施策実施5か年計画(新障害者プラン)」をはじめとする国レベルの計画、障がい者福祉に関する「新潟県障害者計画」などの県レベルの計画、「湯沢町総合計画」や「湯沢町老人保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」、「湯沢町ファミリー健康プラン」、「湯沢町次世代育成支援行動計画」などの関連計画とも整合性を持たせて策定します。

また、両計画は「だれもが安心して、生きがいをもって、暮らせるまちづくりをめざして」という、湯沢町の障がい者施策の理念実現に向けた具体的な計画として位置づけられます。

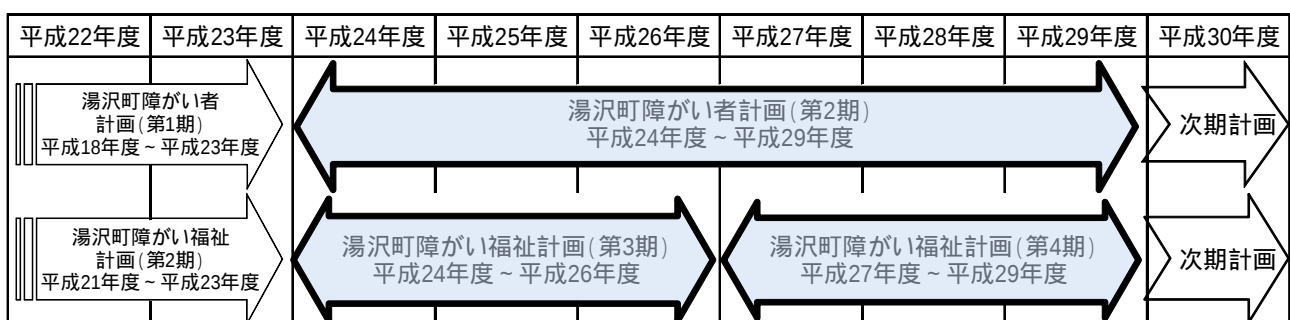
計画の期間

「湯沢町障がい者計画(第2期)」は平成24年度より平成29年度までの6ヶ年を計画期間とします。

「湯沢町障がい福祉計画(第3期)」は、障害者自立支援法において市町村障がい福祉計画を3ヶ年で1期の計画期間とすることが定められていることから、第3期計画を平成24年度より平成26年度までの3ヶ年とし、平成26年度末までに見直しを行った上で、平成27年度より平成29年度までを期間とした第4期計画を策定します。

両計画の計画期間を合わせ、一体的に推進することで、合理的かつ効果的な障がい者施策の展開を目指します。

計画期間



計画の策定体制

1 湯沢町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会

「湯沢町障がい者計画(第2期)」「湯沢町障がい福祉計画(第3期)」は、障がい者や障がい者団体、彼らを支援する関係団体や行政が一体となって策定を進めました。その協議の場として、「湯沢町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会」を設置しました。また、地域自立支援協議会において、計画に対する意見等をいただき、計画策定の参考といたしました。策定委員会、自立支援協議会の委員構成は、本計画後段の資料編のとおりです。

2 アンケート調査の実施

障がい者や家族の湯沢町の障がい福祉に関する意識等を把握し、計画策定の基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。

■ 障がい福祉に関するアンケート調査の概要

対象者	調査の方法及び調査機関	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳所持者	郵送による配布回収 H23.5.19 ~ H23.6.1	430 通	265 通	61.6 %
療育手帳所持者(知的障がい)				
精神障害者保健福祉手帳所持者				
手帳未所持者 (自立支援医療受給者等)				

3 障がい者団体懇談会の実施

湯沢町内には障がい者関係の組織が4つあります。「湯沢町身体障害者協会」、「湯沢町手をつなぐ親の会」、「湯沢町精神障がい者家族会(のぞみ会)」、「発達障がい者親の会(あゆみ会)」の各団体の方より、アンケート調査で把握しきれない意見を出していただきました。

4 障がい者施設・事業所等への調査

湯沢町内の障がい者が利用している事業所(あさひばら、セルフこぶし工房、魚野の家、まきはたの里、マイトーラ、相談支援センターみなみうおぬま)に調査にご協力いただき、気心の知れている事業所や施設の職員の方に寄せられた利用者、保護者の意見や要望を、集約していただきました。

5 パブリックコメントの実施

平成24年1月～2月にかけてパブリックコメントを実施し、広く町民の方に意見を伺い、計画の参考とさせていただきます。

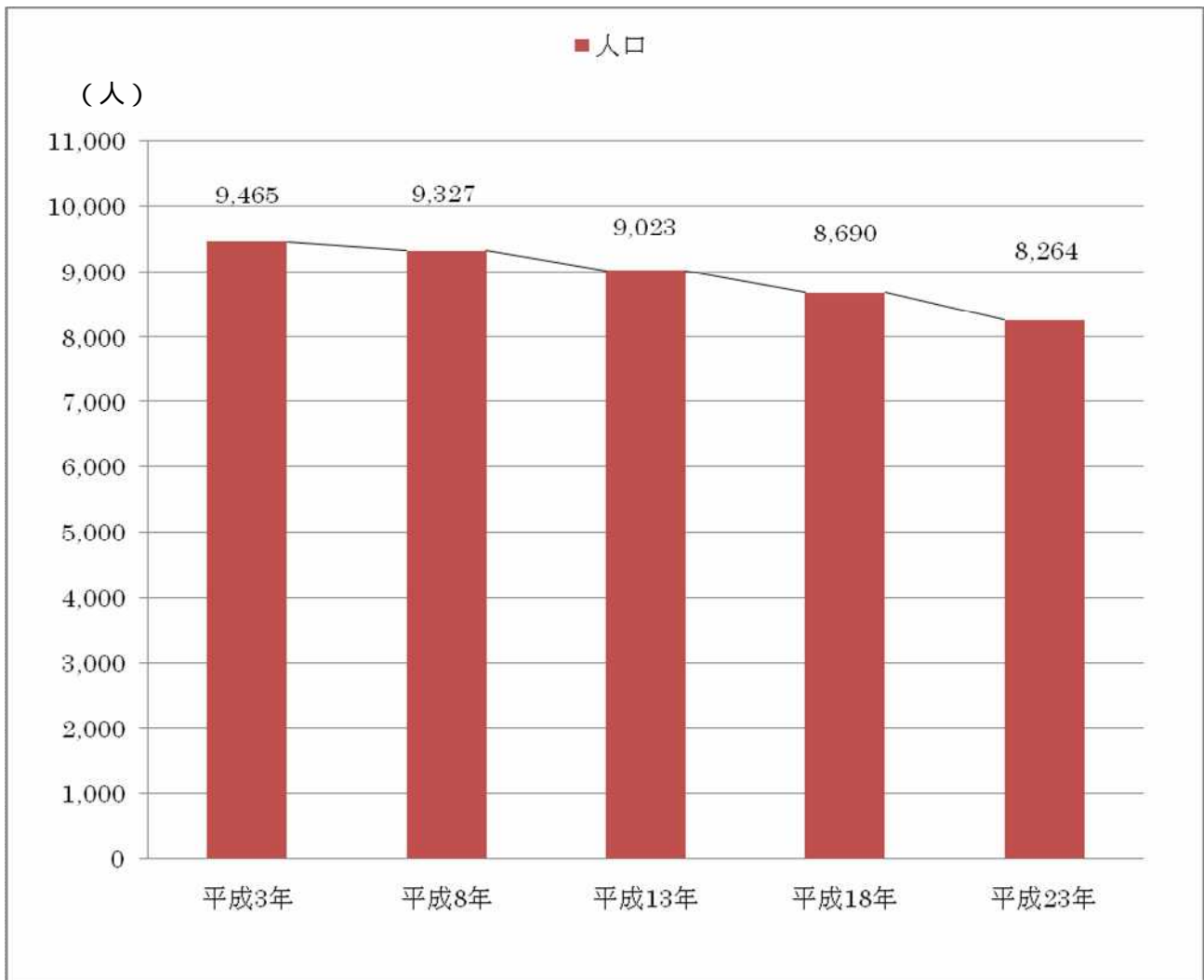
第2章 障がい者を取り巻く現状

人口構造

1 人口推移

湯沢町の人口は、平成2年以降減少の一途を辿っており、平成23年4月1日現在の人口は8,264人となっています。

図 1-1 人口推移



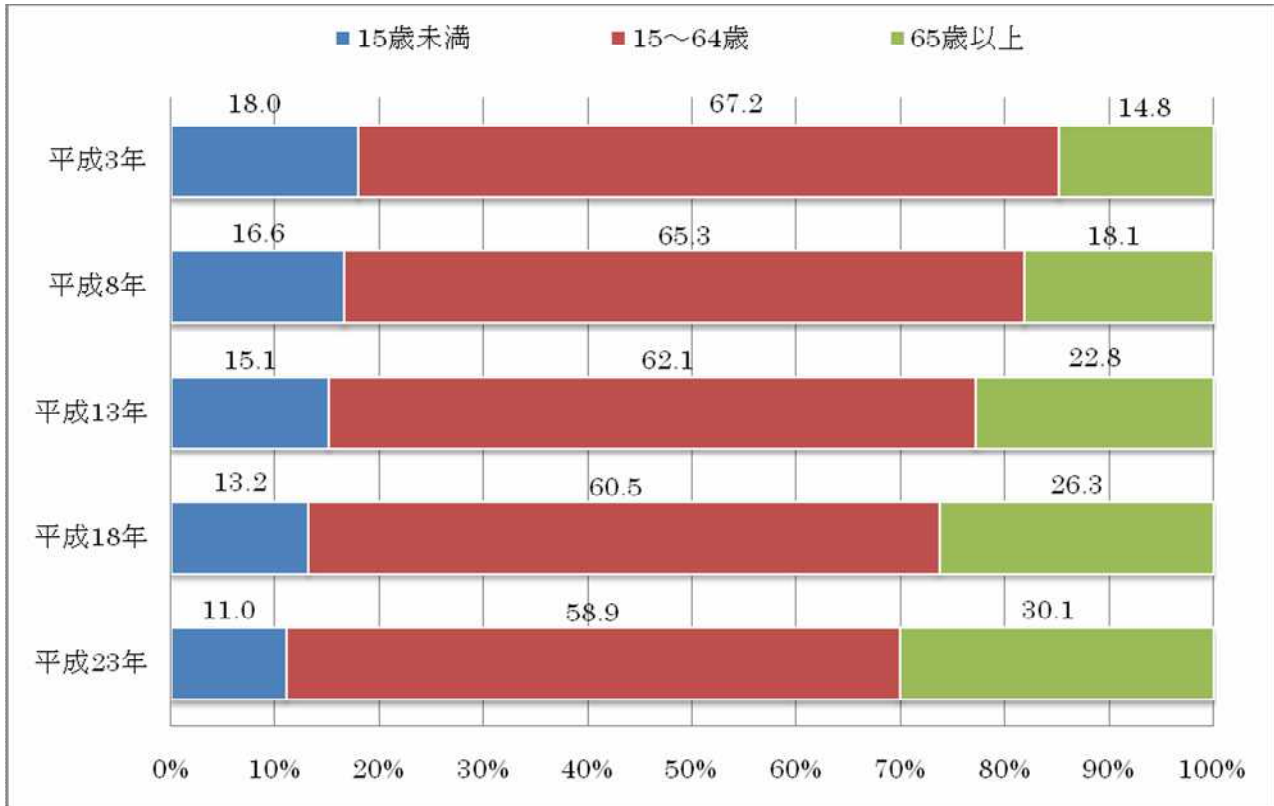
住民基本台帳人口（各年4月1日）

資料：町民課

2 年齢3区分人口構成比

年齢3区分人口構成では、15歳未満の年少人口割合及び15～64歳の生産年齢人口割合が減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口割合の増加が見られます。

図 1-2 年齢3区分人口構成比



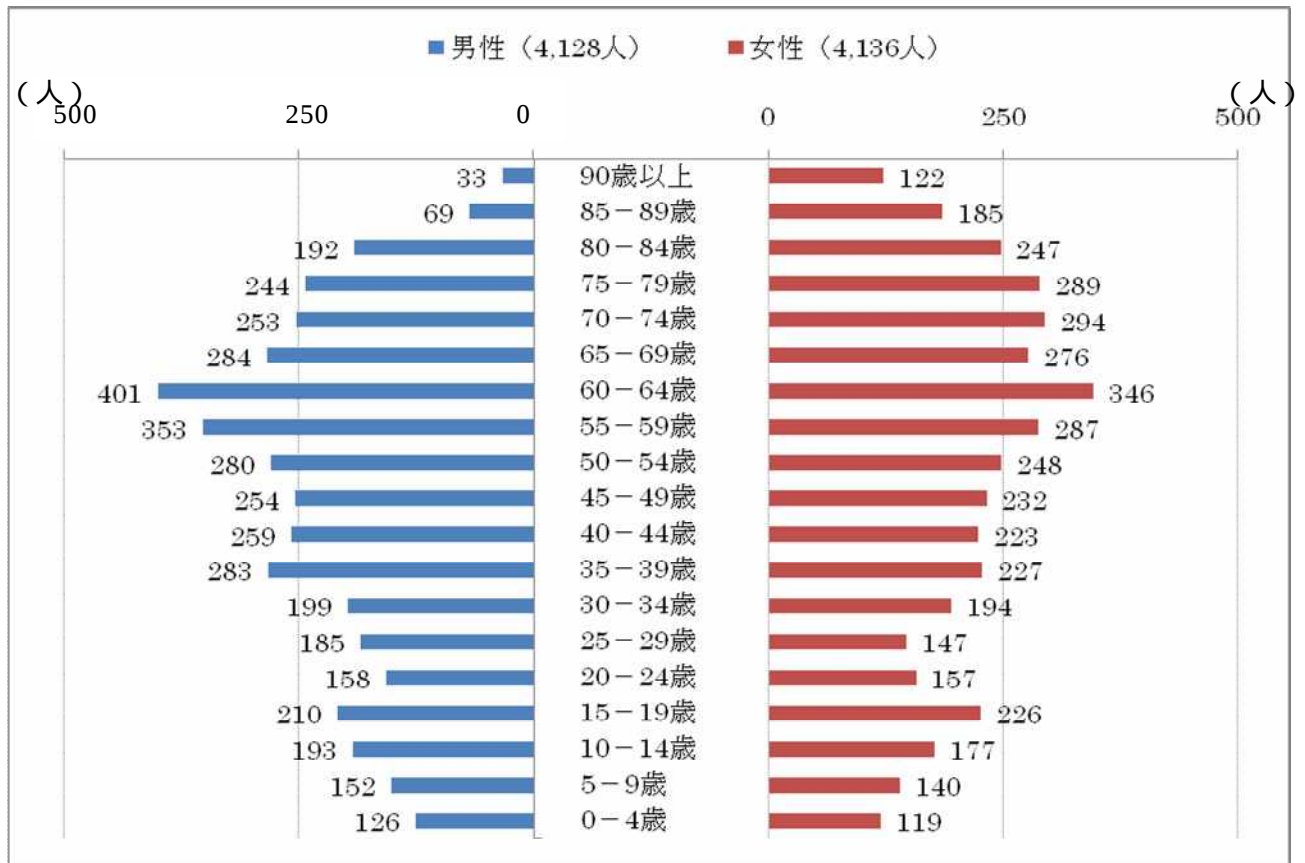
住民基本台帳人口（各年4月1日）

資料：町民課

3 人口ピラミッド

平成23年4月1日時点での人口ピラミッドを見ると、年少人口が少なく、将来の人口減少が予測される「壺型」となっています。加えて、年齢構成が高齢化している様子がうかがえるとともに、5年以内には昭和22～24年生まれの「団塊の世代」（戦後の第一次ベビーブーム世代）が65歳以上となり、高齢者数の増加が予測できます。

図1-3 人口ピラミッド（平成23年4月1日現在）



住民基本台帳人口

資料：町民課

障がい者の状況

1 障がい者数の推移

障がい者数は全体的に増加傾向にあり、平成 19 年から平成 23 年にかけての 5 年間で 432 人から 475 人と 43 人増加しています。

身体障害者手帳所持者は平成 19 年から平成 23 年にかけて 32 人増、療育手帳所持者は 3 人の増、精神障害者保健福祉手帳所持者は 13 人の増となっています。

また、平成 23 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口に占める障がい者の割合は 5.75% で、障がい別にみると身体障害者手帳所持者が 3.79%、療育手帳所持者が 0.61%、精神障害者保健福祉手帳所持者が 0.75%、自立支援医療【精神通院】受給者は 0.61%となっています。

■ 障がい者数

各年 4 月 1 日（単位：人）

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
身体障害者手帳所持者	281	309	309	309	313
療育手帳所持者	47	47	49	50	50
精神障害者保健福祉手帳所持者	49	51	55	59	62
自立支援医療【精神通院】受給者（手帳未所持）	55	54	40	46	50
合計	432	461	453	464	475

資料：健康福祉課

2 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者は増加傾向にあり、平成 23 年 4 月 1 日現在で 313 人となっています。手帳の等級別では、1 級、3 級所持者が平成 19 年から平成 23 年にかけて、それぞれ約 20 人増加し障がいの重度化が進行していると言えます。障がい部位別では、各障がいがほぼ横ばいとなっている中、「心臓機能障がい」「呼吸器機能障がい」「音声・言語・そしゃく機能障がい」の増加が見られます。

■ 身体障害者手帳所持者数

各年 4 月 1 日（単位：人）

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
1 級	95	99	101	108	113
2 級	56	57	58	53	53
3 級	35	47	53	51	54
4 級	56	62	58	59	57
5 級	16	16	13	12	10
6 級	23	28	26	26	26
計	281	309	309	309	313

資料：健康福祉課

■ 身体障がい者数（障がい部位別）

各年4月1日（単位：人）

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
視覚障がい	24	25	26	27	27
聴覚・平衡 機能障がい	27	29	29	27	26
音声・言語・そしゃく 機能障がい	1	2	4	6	7
肢体不自由	188	197	198	193	192
心臓機能障がい	25	28	28	33	33
腎臓機能障がい	12	13	13	15	15
呼吸器 機能障がい	7	14	14	13	19
ぼうこう・直腸 機能障がい	7	9	8	9	9
小腸機能障がい	0	0	0	0	0
肝臓機能障がい	-	-	-	0	0
免疫機能障がい	1	1	1	1	1
計	292	318	321	324	329

重複障がいはそれぞれで計上

資料：健康福祉課

3 療育手帳所持者数（知的障がい）

療育手帳所持者は、平成 23 年 4 月 1 日現在、50 人となっています。平成 19 年から平成 23 年にかけて年々増加傾向にあります。

■ 療育手帳所持者数

各年4月1日（単位：人）

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
A	17	18	18	18	18
B	30	29	31	32	32
計	47	47	49	50	50

資料：健康福祉課

4 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 23 年 4 月 1 日現在、62 人となっており、平成 19 年から平成 23 年にかけて年々増加傾向にあります。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数 各年 4 月 1 日（単位：人）

等級	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
1 級	4	5	9	9	12
2 級	44	46	45	47	48
3 級	1	0	1	3	2
計	49	51	55	59	62

資料：健康福祉課

5 町内の障がい者関係団体

湯沢町には、障がい関係の当事者団体・家族会が4団体あり、それぞれが自主的な活動を行っています。

名称	会員数	目的、活動内容等
湯沢町身体障がい者協会 会長：大津孝一 事務局：大津孝一	35	・身体障がい者の福祉の向上の為、各種研修会や毎月1回の定例会を開催し、会員相互の連携と向上を図る。 ・月例会、体育大会の参加親睦旅行、親睦事業の実施、福祉大会への参加等。
湯沢町手をつなぐ育成会 会長：田村雅延 事務局：町社協内	13	・知的障がい者の福祉の向上の為、各種研修会の参加や親交流会等で会員相互の連携を図る。 ・夏休み親子交流会、家族交流会、地区懇談会、福祉大会等への参加等。
湯沢町精神障がい者家族会 (のぞみ会) 会長：原沢久晴 事務局：保健センター内	30	・同じ悩みを抱える家族が集うことで、家族同士が支え合い、精神面を癒す。 ・障がい者の社会復帰、社会参加の場を作るために活動する。 ・病気に対する理解を深め、障がい者との関わり方を学ぶ。
湯沢町発達障害者親の会 (あゆみ会) 代表者なし 事務局：保健センター内	10	・同じ悩みを抱える親が集うことで、親同士が支え合い、精神面を癒す。 ・病気に対する理解を深め、障がい者との関わり方を学ぶ。

障がい者を取り巻く現状

1 社会参加の状況

障がい者にとって、文化・スポーツ・レクリエーション活動は、障がいの軽減や機能回復のみならず、社会参加を通じた生きがいの創出や仲間作りにつながる価値ある機会です。湯沢町では、障がい者の社会参加を促す以下の事業が実施されています。

■ 社会参加支援事業

サービスの種類	事業名等
移動に関する事業	・心身障がい者タクシー利用料金助成 ・身体障がい者用自動車購入等補助事業 ・身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業 ・健康増進施設送迎バスの運行(福祉バス) ・通所授産施設等通所交通費助成事業
スポーツ振興に関する事業	・南魚沼地区スポーツ交流会への参加
啓発・普及に関する事業	・広報紙による情報提供 ・ホームページへの情報掲載
交流の場づくり等に関する事業	・精神障がい者地域間交流事業【ふれあいサロン】 ・地域活動支援センター 型【コスモス】 ・「ふれあい福祉健康フェスティバル」「こらっしゃい湯沢収穫祭」等、各種イベントへの参加

資料：健康福祉課

湯沢町では、町内に適当な障がい者支援施設がない場合には、南魚沼市や魚沼市といった遠方の施設を利用しなければなりません。そのために、外出にかかる負担を軽減するような支援が必要とされてきました。特に、冬期間の移動は、障がい者や送迎を行う介護者にとっては負担が大きくなってしまっているのが現状です。

それに対し、町では移動に関する事業として、タクシーの利用料金が減額となる利用券の交付を早くから実施したり、通所授産施設等の通所にかかる交通費の助成や身体障がい者用自動車購入等補助事業を行ってきました。

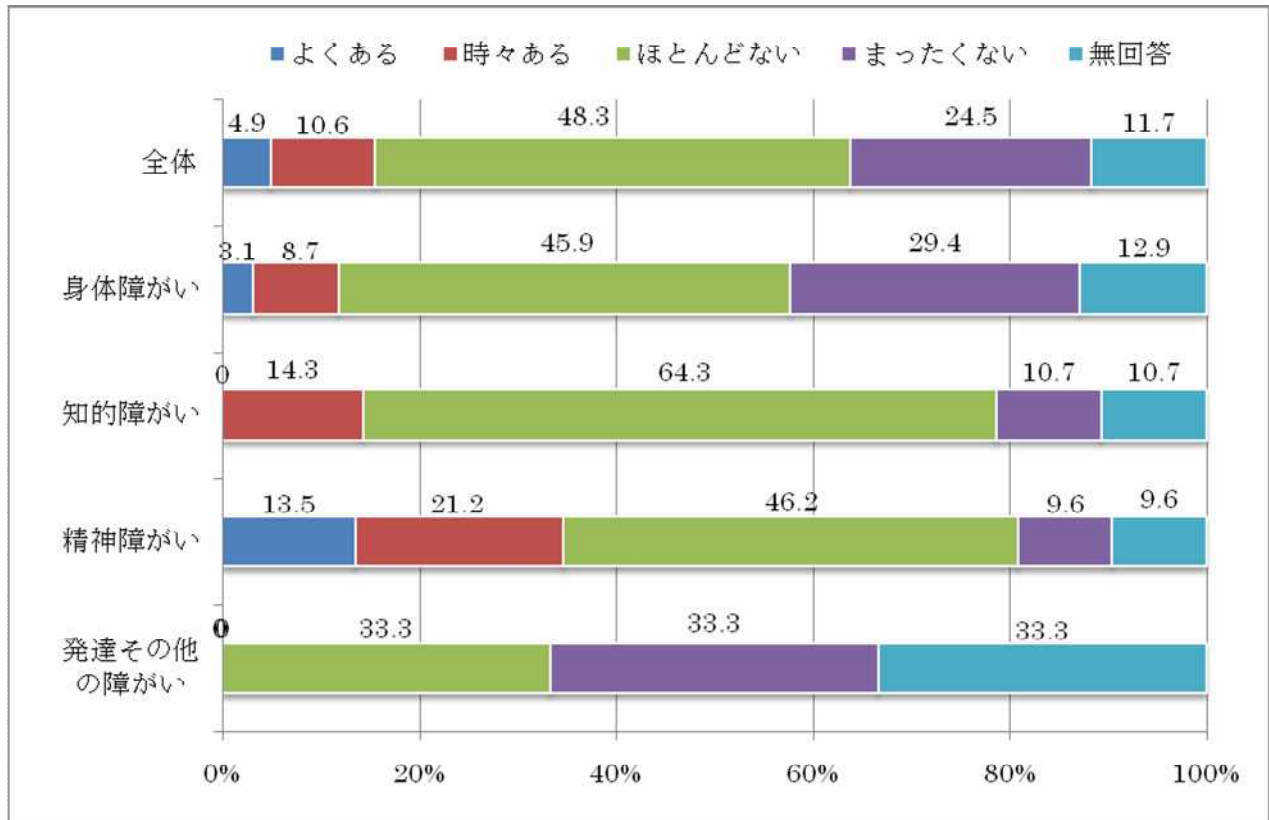
「交流の場づくり」についても、精神の病気や障がいにより外出の機会が少なく家に引きこもりがちな方を中心に、平成 11 年度より町社会福祉協議会・保健センターによる「精神障がい者地域間交流事業【ふれあいサロン】」を行っているほか、平成 18 年度より相談支援センターみなみうおぬまによる地域活動支援センター 型事業【コスモス】(創作的活動、生産活動の機会の提供や地域ボランティア育成などの促進を図る事業)を行っています。

また「ふれあい福祉健康フェスティバル」等のイベントにおいても、障がい者施設、障がい者団体、ふれあいサロンなどによる成果品の出品ブースを設け交流の機会拡大を図っています。

障がい福祉に関するアンケート調査では、障がいのために差別を受けたり、嫌な思いをしたことのある人は、「よくある」、「時々ある」の合計で1割超～4割弱います。精神障がい者で差別等を受けた経験者の割合が高くなっています。

■ 差別等を受けた経験

Q. あなたは障がいがあるために差別を受けたり、嫌な思いをしたことがありますか。(1つ)



百分率の内訳数値は四捨五入のため、合計が100.0にならない場合もある。

「障がい福祉に関するアンケート調査」
(回答者数 = 265 人)

「障がい者団体の集会・活動等」に参加すると答えた方の割合[前回値 13.4%:今回値 8.7%]が前回調査よりも下がり、趣味・スポーツ・レクリエーション活動・地域の行事等に「参加していない」と答えた方の割合が増加[前回値 47.6%:今回値 52.1%]し、5割以上となっています。

近所の人との付き合い方においても「会った時に挨拶をする」「世間話をする」「留守をするときは声をかける」という回答が前回調査よりも減少し、「近所の人との交流はない」と答えた方の割合が増加[前回値 10.8%:今回値 18.9%]しています。

■ 地域行事の参加経験

Q. あなたは最近1年間に地域の行事に参加したことがありますか。(当てはまるものすべて)

		 …第1位	 …第2位	 …第3位	単位: %				
	回答者数	障がい者団体の集会・活動等	町内会活動(まちづくりを含む)	趣味などのサークル活動	学習会や講演会	祭りなどの地域の行事	その他	参加していない	無回答
全体	265	8.7	14.0	4.2	3.4	23.0	2.6	52.1	12.1
身体障がい	194	8.2	12.9	4.6	3.6	22.2	3.1	52.1	13.4
知的障がい	28	7.1	14.3	3.6	0.0	39.3	0.0	46.4	10.7
精神障がい	52	13.5	17.3	3.8	3.8	19.2	1.9	55.8	9.6
発達その他の障がい	6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	83.3	16.7

身体と知的など、障がい重複している方は、それぞれに計上。回答者実人数は265人。
複数回答により、合計が必ずしも100%にはならない。

「障がい福祉に関するアンケート調査」

■ 近所の人との付き合い方

Q. あなたは普段、近所の方とどのようなおつきあいをしていますか。(当てはまるものすべて)

		 …第1位	 …第2位	 …第3位	単位: %			
	回答者数	会った時にあいさつする	世間話をする	一緒に遊んだり出かけたりする	家族ぐるみの交流がある	留守をする時は声をかける	近所の人との交流はない	無回答
全体	265	67.9	43.8	16.6	17.7	12.5	18.9	7.2
身体障がい	194	69.1	52.1	21.6	22.2	15.5	14.4	7.2
知的障がい	28	53.6	17.9	14.3	14.3	3.6	39.3	7.1
精神障がい	52	73.1	26.9	1.9	5.8	5.8	25.0	7.7
発達その他の障がい	6	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	16.7

身体と知的など、障がい重複している方は、それぞれに計上。回答者実人数は265人。
複数回答により、合計が必ずしも100%にはならない。

「障がい福祉に関するアンケート調査」

課題

平成 18 年から平成 23 年にかけて、タクシー券の 1 回に使える枚数を 3 枚に増やした。

越後湯沢駅西口タクシー乗り場からスロープによる乗入れが可能となった。精神障害者保健福祉手帳の提示により、県内のバス運賃半額割引が開始された。など移動・交通に関する充実改善はあったものの、障がい者団体懇談会では、「駅東口にスロープやエレベーターを設置してほしい」、「障がい者が一般の方と交流できる場があるとよい」、「障がいについての地域の偏見や差別をなくしてもらいたい」といった声があります。

障がい福祉に関するアンケートによると、障がい者理解を深めるために必要なものとして「町の広報等で障がいや障がい者に対する理解を呼びかける」「学校での福祉教育を充実する」「障がいのある人もない人もともに参加できるイベントを開催する」が上位回答となっています。また、スポーツ・レクリエーション活動や地域行事に参加する方、近所の人との交流を持つ方が減ってきています。

これらのことから、障がい者の社会参加を支援するには、移動手段や社会参加の場の確保、家族が障がいに対する理解と対応が受けられるよう支援を行うとともに、地域住民に対し、障がいや障がい者への理解を深める機会拡大が求められています。

また、それぞれ週 1 回実施している【ふれあいサロン】【コスモス】についても、事業評価を行い、より効果的な事業展開を検討する必要があります。

2 生活の場・働く場の状況

入所施設、グループホーム利用者は下記のとおり推移し、いずれも横ばいとなっています。また、障がい福祉に関するアンケート調査では、今暮らしている所について、全体の 75%の方が「持ち家」に住んでいると回答しています。

■ 入所施設・グループホーム利用者

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
入所施設	利用者数	15	14	15
グループホーム (共同生活援助)	利用者数	4	5	4

資料：健康福祉課

■ 今暮らしている所

Q. あなたは今どこで暮らしていますか。(主なものを1つ)

		…第1位	…第2位	…第3位	単位: %			
	合計 (人)	持ち家(家族の 持ち家を含む)	グループホーム	公営住宅	民間アパート、 借家	社宅、会社の 寮	間借り、下宿	入院中
全体	265	75.1	2.3	1.9	5.6	1.9	0.3	3.8
身体障がい	194	79.4	1.0	0.0	5.7	1.5	0.0	4.1
知的障がい	28	53.6	14.3	7.1	0.0	7.1	0.0	3.6
精神障がい	52	71.2	3.8	5.8	7.7	0.0	1.9	3.8
発達その他の 障がい	6	33.3	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0

	合計 (人)	施設に入所して いる	その他	無回答
全体	265	4.5	2.3	2.3
身体障がい	194	3.6	2.6	2.1
知的障がい	28	14.3	0.0	0.0
精神障がい	52	1.9	1.9	1.9
発達その他の 障がい	6	50.0	0.0	0.0

身体と知的など、障がい重複している方は、それぞれに計上。回答者実人数は265人。

「障がい福祉に関するアンケート調査」

障がい者雇用への取り組みとしては、ハローワーク南魚沼と関係機関が連携し、各種会議や情報交換、諸問題への対応を行う「障がい者雇用連絡会議」があります。

また、障がい福祉サービスとして、一般就労へ向けて作業や企業実習を行ったり、適正にあった職場探しや就労後の定着支援等を行う「就労移行支援事業」、障がいのため一般企業に雇用されることが困難な人に対し、通所での作業の場を提供する「就労継続支援事業(A型:雇用型、B型:非雇用型)」があります。町内及び近隣の提供事業所、就労支援事業利用者数は以下のとおりです。

■ 就労支援事業利用者数

事業所名	提供サービス	定員	平成20年度 利用者数(湯沢)	平成21年度 利用者数(湯沢)	平成22年度 利用者数(湯沢)
あさひばら (湯沢町)	就労移行支援	-	-	-	-
	就労継続支援B型	20	5	5	7
セルフこぶし工房 (旧塩沢)	就労移行支援	6	-	1	2
	就労継続支援B型	20	-	0	1
魚野の家 (旧六日町)	就労移行支援	12	1	1	1
	就労継続支援B型	26	3	3	3
湯之谷工芸 (魚沼市)	就労移行支援	12	-	-	0
	就労継続支援B型	25	-	-	1
ワークセンターあんしん (十日町市)	就労継続支援B型	24	1	1	1

資料：健康福祉課

■ 働く上での条件

Q. あなたが働く上でどのような条件が必要ですか。(当てはまるものすべて)

…第1位
 …第2位
 …第3位
 単位: %

	回答者数	通勤手段があること	障がいに合った仕事であること	自宅で仕事ができること	通院などの保障があること	賃金が妥当であること	病状に対する周囲の理解	障がいに合った勤務時間や日数であること
全体	265	18.5	30.6	22.3	11.3	14.7	25.7	17.0
身体障がい	194	12.9	24.2	24.2	6.7	8.8	18.0	12.4
知的障がい	28	50.0	53.6	3.6	10.7	25.0	28.6	28.6
精神障がい	52	30.8	40.4	23.1	30.8	32.7	57.7	38.5
発達その他の障がい	6	50.0	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3

	回答者数	障がい者用の設備が整っていること	小規模作業所や授産施設などの確保	障がいがあっても働ける一般企業の確保	就労のための職業訓練が充実すること	その他	無回答
全体	265	8.7	2.3	13.2	5.7	8.7	29.8
身体障がい	194	8.8	1.5	10.3	4.1	10.3	36.1
知的障がい	28	14.3	10.7	35.7	10.7	3.6	17.9
精神障がい	52	9.6	1.9	15.4	9.6	3.8	13.5
発達その他の障がい	6	0.0	0.0	16.7	33.3	0.0	16.7

身体と知的など、障がい重複している方は、それぞれに計上。回答者実人数は265人
複数回答により、合計が必ずしも100%にはならない。

「障がい福祉に関するアンケート調査」

課題

障害者自立支援法の施行により「施設福祉→地域福祉」という流れが推進され、地域での生活基盤を確立するために、生活の場・就労の場の確保が重要となります。

ここ数年、魚沼地域において、グループホーム開設、就労継続支援 A 型事業の開設、就労継続支援事業 B 型の定員増などの整備がされ、町の障がい者にとってもサービスの選択肢が広がってきています。しかし、現在町内に整備されているサービスは「あさひばら」における就労継続支援 B 型事業のみであり、かねてより要望のあったグループホームについても、未だ整備に至っていないのが現状です。

障がい者団体懇談会においても「グループホームを湯沢町内にも作ってほしい」「グループホームを設置する近隣の住民の理解が得られるか不安もある」「あさひばらにも一般就労を目指せる支援体制があるとよい」という声も上がっています。

障がい福祉に関するアンケート調査でも、働く上での必要な条件として「障がいに合った仕事であること」が上位回答となっているほか、「病状に対する周囲の理解」と答えた方も前回調査より増加[前回値 19.5%: 今回値 25.7%]しています。

生活の場・就労の場の確保のためにサービス提供事業者と継続的に検討していくとともに、職場に対する障がいや障がい者の理解促進への取り組みも必要です。

3 教育の状況

現在湯沢町では、特別支援学級を土樽小学校に1クラス(知的障がい)、湯沢小学校に2クラス(知的障がい・情緒障がい)、湯沢中学校に2クラス(知的障がい・情緒障がい)設置し、湯沢小学校には発達障がい通級指導教室も設置しています。

近年、特別支援学級設置校では、一人一人の特性や障がいに応じた個別の教育支援計画を作成し、各特別支援学級での指導の充実を図るとともに、通常学級との相互交流も積極的に進めながら、児童生徒のよりよい成長を促すよう努めています。また、通常学級に籍を置きながら、言語通級、発達障がい通級により、必要に応じて適切な指導・支援が受けられる体制も充実させています。

■ 特別支援学級の状況

平成 23 年 11 月 22 日現在

	小 学 校		中 学 校		合 計	
	学級数	児童数(人)	学級数	生徒数(人)	学級数	児童生徒数(人)
知的障がい	2	6	1	2	3	8
情緒障がい	1	3	1	4	2	7
合 計	3	9	2	6	5	15

資料：湯沢町教育委員会

■ 通級による指導の状況

平成 23 年 11 月 22 日現在

	小 学 校	中 学 校	合 計
言語障がい(人)	6	-	6
発達障がい(人)	7	-	7

資料：湯沢町教育委員会

課題

障がい児がいきいきと個性を発揮し、その能力特性を最大限に伸ばしていくためには、成長のあらゆる段階において、一人一人の障がいの種類、程度、能力、適性等に応じた適正な教育、育成、相談の場と機会が必要です。

「発達障害者支援法」では、自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいの早期発見、発達支援に関する国・地方公共団体の責務とともに、発達障がい者の生活全般にわたる支援を行うことが定められています。

町では、平成 26 年度に町内全ての小学校を統合し、小中一貫教育をスタートさせようとしています。この小中一貫校(仮称「湯沢学園」)では、児童生徒の9年間の成長を継続的に見守り、支援していく教育支援体制を確立する計画です。

また、平成 27 年度には保育園も全て統合し、認定こども園が併設されます。このような町の教育体制の整備により保護者にとって安心して送り出せる「教育の町」の実現とともに、地域住民が児童生徒の成長を温かく見守る「子育ての町」の実現を目指します。

4 保健・医療の状況

(1) 保健サービスの状況

○ 健康の保持・増進及び障がいの早期発見のための事業

町では、乱れた生活習慣の積み重ねから引き起こされる疾病による障がい等を予防するために、以下のような事業を実施しています。また、健康増進や介護予防の観点からも、地域で気軽に参加できる健康体操教室などを、関係機関と連携しながら支援しています。

事業区分	内 容
健診事業	・乳幼児健診 ・妊婦健診 ・特定 / 基本健診、がん検診
健康教育 健康相談事業	・健康診査事後指導 ・各種健康教室 (健康増進教室・温水健康体操教室・元気パワーアップ倶楽部等)
訪問相談事業	・新生児訪問・2か月児訪問 ・健康診査事後指導フォロー訪問

資料：健康福祉課

○ 早期療育及び親へのサポート

心身発達上の遅れが見られる子どもや遅れが心配される子どもと、その保護者等を対象に、発達支援を目的に専門スタッフと連携し下記の事業を実施しています。また、親や家族のサポートとして発達障がい児親の会や精神障がい者家族会、手をつなぐ育成会等の支援を実施しています。

実施主体	名 称	対 象	目 的	内 容
町	一次療育事業 (親子遊び教室)	心身発達上の遅れ、または遅れの心配がある子どもとその保護者、育児不安等がある保護者	親子の関わりや遊びを通じて子どもの発達を支援する	親子の関わりや遊び・親同士の話し合い・臨床心理士による個別相談等 (月2回開催)
	言葉の教室	言語発達上の遅れ、または遅れの心配がある子ども	コミュニケーション上の課題解決のための訓練を行う	言語指導士による言語訓練 (月1回程度開催)
	かがやき教室	落ち着きがない、集中力に欠けるなど行動発達上の課題がある子ども	本人の抱える課題に応じた指導により発達を支援する	湯沢小学校特別支援学級における個別指導
県	療育相談	心身発達上の遅れが疑われる子どもとその保護者	早期診断、早期療育	医師による診察及び助言指導

資料：健康福祉課

(2) 医療サービスの状況

自立支援医療、重度心身障害者医療費助成制度の受給者数は年々増加傾向となっています。また、障がい福祉に関するアンケート調査では、全ての障がいで「専門的な治療をする病院が近くにない」「通院が不便」「医療費の負担が大きい」が上位回答となっています。

■ 医療費助成制度受給者数

サービスの種類	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
自立支援医療 (更生医療)	12	13	14	14	16
自立支援医療 (精神通院医療)	101	101	92	96	98
重度心身障害者 医療費助成	194	217	203	214	224

資料：健康福祉課

■ 治療を受ける上で困っていること

Q. 治療を受ける上で困っていることはありますか(当てはまるものすべて)

 …第1位
 …第2位
 …第3位
 単位：％

	回答者数	医療費の負担が大きい	通院が不便	専門的な治療をする病院が近くにない	気楽に往診を頼める医師がいない	夜間や休日にあいている病院がない	薬についての説明が不十分	その他
全体	265	11.3	22.3	25.3	6.4	4.2	0.8	3.0
身体障がい	194	9.8	16.5	22.2	5.2	2.6	0.5	3.6
知的障がい	28	10.7	10.7	21.4	3.6	3.6	0.0	0.0
精神障がい	52	19.2	48.1	42.3	13.5	11.5	1.9	1.9
発達その他の障がい	6	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0

	回答者数	困っていることはない	治療を受けていない	無回答
全体	265	29.8	7.5	19.2
身体障がい	194	33.0	7.7	21.1
知的障がい	28	39.3	17.9	14.3
精神障がい	52	15.4	0.0	13.5
発達その他の障がい	6	20.0	20.0	40.0

身体と知的など、障がい重複している方は、それぞれに計上。回答者実人数は265人。
複数回答により、合計が必ずしも100%にはならない。

「障がい福祉に関するアンケート調査」

課題

町では、湯沢町ファミリー健康プラン(町の健康づくり計画)に基づき、町全体の健康度をアップすることを目指した健康の保持・増進の積極的な推進や各種健診事業を通じて、障がいの発生予防、障がいの早期発見・早期療育、適切な療育支援の推進を図っています。

障がいの発生予防として最も基本となるのは、規則正しい生活習慣を身につけることであるため、若年層の朝食の欠食、全年齢層における運動習慣の未定着などの課題に向けた取り組みが必要です。中でも、メタボリックシンドロームは脳卒中による麻痺などの障がいや糖尿病性腎症による腎臓機能障がいなどにつながることから、障がいの発生予防のためにも、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の数値を増加させることが課題であり、運動習慣定着化と合わせて取り組んでいく必要があります。

子どもの健やかな成長発達の支援においては、近年、発達障がいという概念が明確になってきたことにより、保育園や学校などの集団生活を送る中で困り感を抱える子どもが顕在化してきています。各種健診事業の推進を通じた障がいの早期発見・早期療育、適切な療育支援による、子どものより良い発達支援とともに、保護者の子育て困り感に対するサポートなど、保育園・小学校・中学校と継続性のある、きめ細かな支援が必要とされています。

5 障がい福祉サービスの状況

(1) 訪問系サービスの状況

障がい者が住み慣れた家庭や地域で生活するには、障がい者の自立した生活を支援することに加え、介護にあたる家族の負担を軽減することが重要です。

訪問系サービスの内容と平成 22 年度までのサービス利用状況、障がい福祉に関するアンケート調査における障がい福祉サービス利用希望状況は、以下のとおりとなっています。

■ 訪問系サービス

区 分		サービスの内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危機を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■ 訪問系サービスの利用状況

各年度において実績のあるもののみ掲載

			平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
居宅介護	身体介護	利用者数	10	12	15
		延べ時間	737.5	910.5	1081
	家事援助	利用者数	8	12	13
		延べ時間	176.5	302	302
	通院介助	利用者数	6	6	7
		延べ時間	180	280	193
	計	利用者数	24	30	35
		延べ時間	1094	1492.5	1576

資料：健康福祉課

■ 障がい福祉サービス利用希望状況

自立支援給付 (障がい福祉サービス)	「利用したい」	
	人数(人)	構成比(%)
居宅介護 【ホームヘルプ】	51	19.2
重度訪問介護	23	8.7
行動援護	20	7.5
児童デイサービス	7	2.6
短期入所 【ショートステイ】	45	17.0
療養介護	16	6.0
生活介護	40	15.1
自立訓練 【機能訓練】	58	21.9
自立訓練 【生活訓練】	39	14.7

	「利用したい」	
	人数(人)	構成比(%)
就労移行支援	28	10.6
就労継続支援A型	23	8.7
就労継続支援B型	22	8.3
共同生活援助 【グループホーム】	14	5.3
共同生活介護 【ケアホーム】	17	6.4
施設入所支援	24	9.1

ここでは、「利用したくない、または利用する必要がない」、「わからない」と無回答は除外し、「利用したい」意向のみを集計。
(利用意向の頻度はここでは省略)

「障がい福祉に関するアンケート調査」
(回答者計 = 265人)

課題

居宅介護の利用者数・利用時間ともに年々増加傾向にあります。しかし、未実施のサービスである重度訪問介護・行動援護・重度障害者包括支援について、障がい福祉に関するアンケート調査の回答でも、「利用したい」という希望があります。

現在実施しているサービスの支援体制の強化と合わせ、未実施サービスの提供体制の確保について、事業者と連携しながら計画的に進める必要があります。

(2) 日中活動系サービスの状況

障がい者が地域で自立した生活を送るうえで、日中に活動できる場所の役割は重要です。日中活動系サービスの内容と平成 22 年度までのサービス利用状況は以下のとおりとなっています。

■ 日中活動系サービス

区 分		サービスの内容
介護 給付	児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする重度障がいの人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排泄・食事・の介護等を行うとともに、創作的活動、又は生産活動の機会を提供します。
訓練等 給付	就労移行支援	企業等での就労を希望、就労が可能と見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職に必要な支援を行います。
	就労継続支援 A 型	企業等での就労が困難な人で、雇用契約に基づき継続的に働くことが可能な 65 歳未満の方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 B 型	企業等での就労が困難な人で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上が期待される者に、通所による働く場を提供します。
	自立訓練(機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持向上のため一定の支援が必要な人に、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練(生活訓練)	知的障がい又は精神障がいの人で、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

■ 日中活動系サービスの利用状況

各年度において実績のあるもののみ掲載

			平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
介護 給付	短期入所	利用者数	3	3	5
		延べ日数	118	99	210
	生活介護	利用者数	1	1	4
		延べ日数	128	138	786
訓練等 給付	就労移行支援	利用者数	1	2	3
	就労継続支援 B 型	利用者数	8	9	13

資料：健康福祉課

課題

障害者自立支援法の施行により居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができるようになり、日中活動における多様なサービス需要への対応が必要となっています。特に、障がい者にとって働く場は収入を得ることのできる場所であるとともに、社会参加の機会となり、仲間作りや生きがいづくりの場所にもなることから、一般就労の場や就労のための訓練施設の確保は重要です。

また、地域自立支援協議会でも南魚沼地域において就労継続支援 B 型事業の利用者が年々増加し、提供事業所の受け入れも限度を迎えつつあることが問題提起されております。福祉的就労の場の今後の受け入れ体制の確保も必要となります。

障がい者施設・事業所への調査によると、就労支援施設において、企業からの受託作業の減少により年間を通した作業の受託及び作業賃金の確保が課題となっています。このため、町関係機関において、積極的に障がい者施設の製品を購入することや官公需の促進、企業に対して各種支援制度の啓発などが必要です。

(3) 居住系サービスの状況

居住系の福祉サービスに対するニーズも多様化しており、地域の中での障がい者の主体的な生活の場、活動の場を支援するサービスが求められています。居住系サービスの内容と平成 22 年度までのサービス利用状況は以下のとおりとなっています。

■ 居住系サービス

区 分		サービスの内容
介護 給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。
	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。
訓練等 給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

■ 居住系サービスの利用状況

各年度において実績のあるもののみ掲載

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
施設入所支援	利用者数	0	0	3
(旧法施設入所支援)	利用者数	(15)	(15)	(11)
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	3	4	5

資料：健康福祉課

課題

障がい福祉に関するアンケート調査によると、グループホームを利用したいと答えた方が14人(5.3%)、ケアホームを利用したいと答えた方が17人(6.4%)います。障がい者団体懇談会でも「介護者の高齢化等に伴い、いずれはグループホーム・ケアホームの利用が必要となる。」という声が上がっており、居住の場の確保として、グループホーム・ケアホームの整備が望まれています。

これまでもグループホーム提供事業所と連携し整備に向け検討してきましたが、さらなる取り組みとして、グループホーム・ケアホームの具体的なニーズ把握を行い今後の整備の指標とするほか、利用を考えている方には近隣グループホームの体験利用により意欲の向上や不安解消を図り、地域住民には障がいや障がい者に対する理解を深めてもらうよう、普及啓発や交流の機会拡大などの取り組みが必要となります。

また、障害者自立支援法では施設福祉から地域福祉を目指す方針を定めていますが、重度障がい者などの生活の場となる入所施設の確保についても求めていく必要があります。

(4) 補装具の状況

障がい者等の身体機能の補完・代替のため、長期間にわたり継続して使用される義肢、装具、車いすなどを、「補装具」として必要な方に支給することとしています。平成22年度までの利用状況は以下のとおりとなっています。

■ 補装具の利用状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補装具利用者数	12	11	18

資料：健康福祉課

6 地域生活支援事業の状況

地域生活支援事業は、生活をサポートするサービスを地域の障がい者のニーズに合わせて柔軟に提供することを目的としており、必ず実施しなければならない「必須事業」と市町村の判断で柔軟に実施できる「任意事業」で構成されています。

必須事業は、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業(平成24年4月より必須事業)です。

一方、湯沢町で実施する任意の事業は、利用者のニーズや地域の事業所等の状況を踏まえ、社会参加促進事業(自動車運転免許取得・改造助成事業)、日中一時支援事業となっています。

平成22年度までの地域生活支援事業の利用状況は以下のとおりとなっています。

■ 地域生活支援事業

区 分		サービスの内容
必須事業	相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助等を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
	コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣を行います。
	日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター事業	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動を提供し、社会との交流促進の便宜を図ります。
	成年後見制度利用支援事業	親族がいない、申し立て費用の負担が困難な障がい者等に、年後見制度の利用のために、町長が後見人選任のため、申し立ての手続きを行ったり、申立てにかかる費用の助成及び後見人の報酬の一部を助成します。
任意事業	社会参加推進事業 (自動車運転免許取得・改造助成事業)	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
	日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を目的とします。

■ 地域生活支援事業の利用状況

各年度において実績のあるもののみ掲載

			平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
相談支援事業	事業所数		1	1	1
	延べ相談件数		7714	8713	12233
日常生活用具給付等事業	利用者数		9	8	11
	延べ件数		34	98	85
移動支援事業	利用者数		10	10	9
	延べ時間		331	347.5	251.5
地域活動支援センター事業	型	利用者数	17	15	16
	型	利用者数	1	1	1
	型	利用者数	2	2	2
身体障がい者用自動車改造(購入)費補助事業	利用者数		0	1	1
日中一時支援事業	利用者数		1	1	1
	延べ日数		177	4	207

相談支援事業は南魚沼市と合同委託しているため、相談件数は南魚沼市と合算の数値
日常生活用具給付等事業におけるストマ(排泄支援用具)は1月分を1件と計上

資料：健康福祉課

■ 地域生活支援事業利用希望状況

地域生活支援事業 (必須事業)	「利用したい」	
	人数(人)	構成比(%)
相談支援事業	42	15.8
コミュニケーション支援 事業	11	4.2
移動支援事業	32	12.1
地域活動支援 センター事業	31	11.7
日常生活用具 給付等事業	53	20.0

ここでは、「利用したくない、または利用する必要がない」、「わからない」と無回答は除外し、「利用したい」意向のみを集計。
(利用意向の頻度はここでは省略)

「障がい福祉に関するアンケート調査」
(回答者計 = 265人)

課題

町では、地域生活支援事業の必須事業となっている相談支援事業を「相談支援センターみなみうおぬま」へ委託しておりますが、ここ数年、相談件数が大幅に増加しています。これに加え、法改正により平成24年4月から段階的に全てのサービス利用者に対し「サービス利用計画」を作成することが義務付けられることになりました。

これにより、急激な業務量の増加によるマンパワー不足が懸念され、きめ細かな訪問相談や埋もれているニーズの掘り起こし等の、障がい者福祉の基礎となる支援が困難になることが予想されています。現代社会における多様化した障がい者のニーズに柔軟に対応していくとともに、個々の相談の中で具体的なニーズを把握し、より必要なサービスを重点的に整備していくためにも、相談支援体制の充実強化が喫緊の課題となっています。

障がい福祉に関するアンケート調査では、「日常生活用具給付等事業」「相談支援事業」「移動支援事業」の利用希望が高くなっています。障がい者の社会参加や自立した日常生活を助長するためにも、地域生活支援事業の提供サービスの充実と利用促進が必要となっています。

7 日常生活の支援の状況

(1) 各種助成事業の状況

町では、障がい者が地域で自立した生活を営むために、暮らしやすい住宅へ改修するための費用助成として「障がい者向け住宅改造補助事業」や「日常生活用具等給付事業」の実施、移動・交通に係る助成として「心身障がい者タクシー利用料金助成」「人工透析患者通院交通費助成」「精神障がい者通院交通費助成」「通所授産施設交通費助成」を実施しています。いずれの助成制度の利用件数も、年々増加傾向にあります。

また、交通手段の確保として、三国方面、土樽方面、旭原方面へ無料の福祉バスを運行しているほか、平成23年4月より、小出特別支援学校スクールバスの発着所を湯沢町役場まで延長しています。

■ 湯沢町における各種助成事業の状況

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
障がい者向け住宅整備補助事業	利用者数	0	1	1
日常生活用具給付等事業 【住宅改修に関わるもの】	利用者数	0	0	0
心身障がい者タクシー利用料金助成事業	利用者数	140	144	144
人工透析患者通院交通費助成事業	利用者数	11	11	13
	件数	69	63	77
精神障がい者通院交通費助成事業	利用者数	52	52	56
	件数	298	271	281
通所授産施設交通費助成事業	利用者数	8	7	7
	件数	87	52	55
身体障がい者用自動車購入等補助事業	件数	0	1	1

資料：健康福祉課

(2) ボランティア活動の状況

障がい者が地域で安心して暮らすためには、障がい部位や程度、社会状況、年齢など、個々に応じて総合的で適切な情報が提供されることが重要です。

町では、広報紙で障がい者に対する情報提供を実施しています。また、必要な人にはボランティア団体による録音・テープ等を利用した情報提供が行われています。

■ 町内で活躍するボランティア団体(障がい者支援関係抜粋)

名称	結成年月	会員数	目的、活動内容等
点訳奉仕会 あいあい	S56.12	7	絵本・児童書・一般読書者のための点訳書や、英語・理科等の教科書づくり。また、ゴミ収集カレンダー・健康づくりカレンダーや交流会文書の作成等の活動。
音声訳の会 たんぽぽ	S60.6	16	広報ゆざわ、議会だより、館報ゆきぐに等を音訳し、テープを対象者に届ける活動。
ふれあいサロン ボランティア	H11.4	8	社協事業「ふれあいサロン」の手伝い。

この他にも、多くのボランティア団体、個人ボランティアの方が活動されています。

資料：健康福祉課

■ 暮らしやすくなるために充実してほしいこと

Q. あなたが暮らしやすくなるために、充実して欲しいことは何ですか。(当てはまるもの全て)

		…第1位	…第2位	…第3位	単位：%				
	回答者数	気軽に自分のことを相談できる支援センター	障がい者に対する理解促進・啓発	年金や手当の充実などの生活保障	介護や訓練などの生活支援サービス	福祉用具の給付・貸与	スポーツ活動への支援	住宅や建築物のバリアフリー化	移動・交通手段の確保
全体	265	34.3	21.1	51.7	17.0	18.1	6.8	18.5	23.0
身体障がい	194	33.5	16.0	49.5	18.6	21.6	5.2	22.2	24.7
知的障がい	28	32.1	28.6	50.0	21.4	3.6	7.1	3.6	14.3
精神障がい	52	46.2	36.5	57.7	13.5	3.8	9.6	5.8	21.2
発達その他の障がい	6	50.0	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7

	回答者数	防犯・防災対策	障がい児の教育・育成	障がい者の雇用・就労	保健・医療	情報を得る手段・自分の考えを伝える手段の確保	その他	無回答
全体	265	12.1	6.4	19.2	34.0	14.0	3.0	14.7
身体障がい	194	12.4	5.7	12.9	34.0	12.9	3.1	14.9
知的障がい	28	3.6	3.6	39.3	21.4	14.3	0.0	17.9
精神障がい	52	11.5	11.5	36.5	36.5	25.0	1.9	17.3
発達その他の障がい	6	0.0	16.7	33.3	0.0	16.7	0.0	33.3

身体と知的など、障がい重複している方は、それぞれに計上。回答者実人数は265人
複数回答により、合計が必ずしも100%にはならない。

「障がい福祉に関するアンケート調査」

■ 手当等受給状況

各年4月1日(単位:人)

		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
特別障害者手当	人数	21	25	22
障害児福祉手当	人数	4	4	5
特別児童扶養手当	人数	6	6	8
心身障害者扶養共済	加入者	6	6	6
	受給者	6	8	7

資料：健康福祉課、町民課

■ 主な収入

Q. あなたが現在の生活をしていくうえでの主な収入は何ですか。(当てはまるもの全て)

		…第1位	…第2位	…第3位	単位: %			
	回答者数	本人の給料・賃金	本人の自営収入・家事手伝い	本人の年金・手当・恩給	本人の財産からの収入(家賃・利子等)	親の収入	配偶者の収入	子どもの収入
全体	265	13.2	5.7	70.6	3.4	11.7	12.8	9.1
身体障がい	194	8.8	7.7	74.2	4.6	7.2	12.4	12.4
知的障がい	28	42.9	0.0	67.9	0.0	42.9	0.0	3.6
精神障がい	52	23.1	1.9	61.5	1.9	17.3	23.1	0.0
発達その他の障がい	6	16.7	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0

	回答者数	生活保護費	その他	無回答
全体	265	2.6	1.1	8.7
身体障がい	194	2.6	0.5	8.8
知的障がい	28	0.0	0.0	10.7
精神障がい	52	3.8	3.8	7.7
発達その他の障がい	6	0.0	0.0	16.7

身体と知的など、障がい重複している方は、それぞれに計上。回答者実人数は265人。
複数回答により、合計が必ずしも100%にはならない。

「障がい福祉に関するアンケート調査」

課題

障がい福祉に関するアンケート調査では、「暮らしやすくするために充実して欲しいこと」として、「年金や手当の充実などの生活保障」とともに、「気軽に自分のことを相談できる支援センター」が挙げられています。障がい者団体懇談会でも、「サービスや制度等についての情報提供、周知を充実して欲しい」という声が挙げられました。

サービスや制度をはじめ、生活支援、就労、住宅、保健、医療といった各種相談窓口の情報提供や、障がいの種類や程度によって得られる情報に差が生じないよう、広報紙などにより広く周知を図ることが求められています。

また、知的障がいや精神障がいなどで判断力が充分でない方の権利擁護のために、必要に応じて「成年後見制度利用支援事業」や、町社会福祉協議会の行う「日常生活自立支援事業」などの権利擁護事業の推進も重要となっています。

平成23年6月に「障害者虐待防止法」が成立し、市町村に障がい者虐待防止センターの設置が義務付けられました。法施行となる平成24年10月までに障がい者虐待防止センターの設置が必要となります。

8 福祉のまちづくりの状況

(1) 建築物等の整備状況

公共的な建築物は、障がい者や高齢者の利用に十分配慮した整備、改善が進められる必要があります。また、民間の建築物においても障がい者や高齢者の円滑な利用が可能となるよう、整備を進めていく必要性があります。

町内の主な施設のバリアフリー整備状況は以下のようになっています。

■ 町内の主な施設のバリアフリー整備状況

	エレベーター	障がい者 用トイレ	障がい者 用駐車場	玄関 スロープ	点字 ブロック
湯沢町役場	○	○	○	○	○
湯沢町公民館	○	○	○	○	○
湯沢中学校	○	○		○	
湯沢カルチャーセンター	○	○	○	○	
越後湯沢駅	○	○	○	○	○
湯沢町保健医療センター	○	○	○	○	○
湯沢町総合福祉センター	○	○		○	○

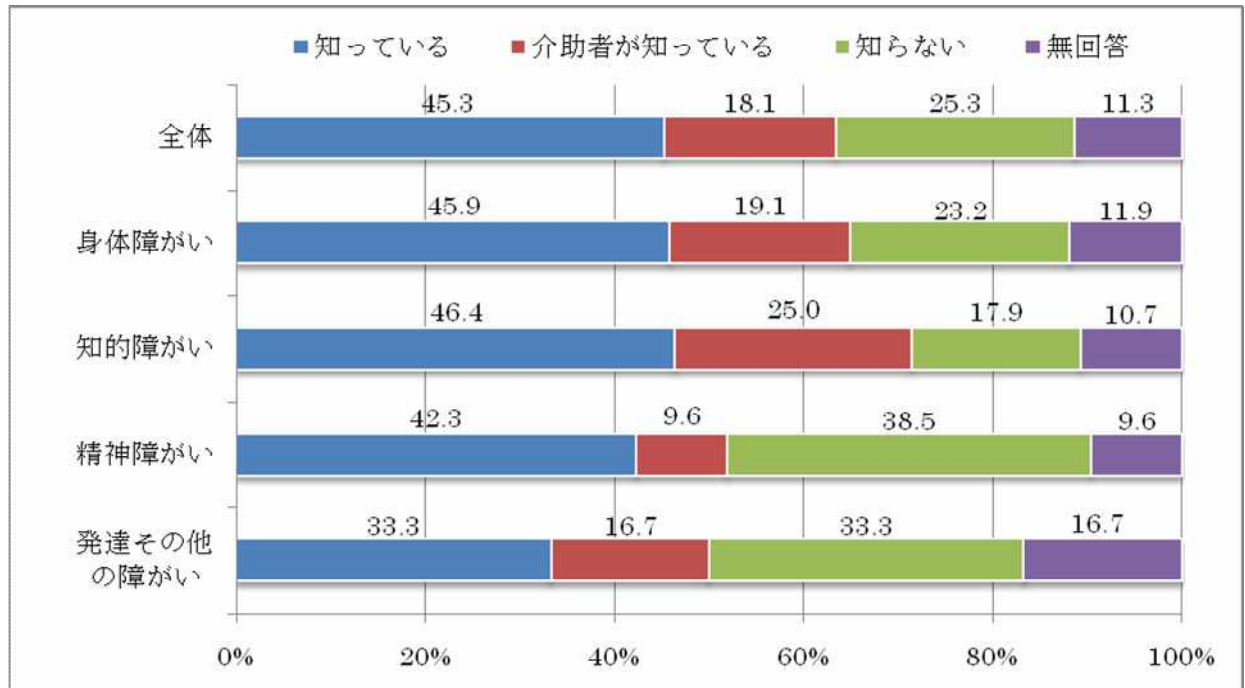
資料：健康福祉課

(2) 災害、防犯対策の状況

障がい福祉に関するアンケート調査で、避難場所・避難方法の認知度について、全障がい者で3割前後の方が「(避難場所・避難方法を)知らない」と回答しています。

■ 避難場所・避難方法の認知度

Q. あなたは災害が起こった場合に、どこへどのようにして避難すればよいか知っていますか（1つ）



百分率の内訳数値は、四捨五入の結果、合計が 100.0 にならない場合もある。

「障がい福祉に関するアンケート調査」
(回答者数 = 265 人)

課題

町では、障がい者や高齢者が安心して通行できるよう、平成 18 年より越後湯沢駅東口周辺の歩道拡幅、歩道段差解消のバリアフリー工事を実施しておりますが、障がい者団体懇談会では、「越後湯沢駅東口からエレベーターやスロープで改札口まで行けるような整備」を望む声があります。

引き続き、公園や道路、不特定多数の人が出入りする建築物等のバリアフリー化を推進していくとともに、JRをはじめとする関係機関へ要望をしていく必要があります。

また、災害時には、災害発生情報の把握、避難場所までの道程、避難所での町民との共同生活等、あらゆる点で障がい者にとって支援が必要となります。障がいの程度や特性に応じた防災、災害対策の視点が必要です。

第3章 計画策定の基本的考え方

基本理念及び基本目標

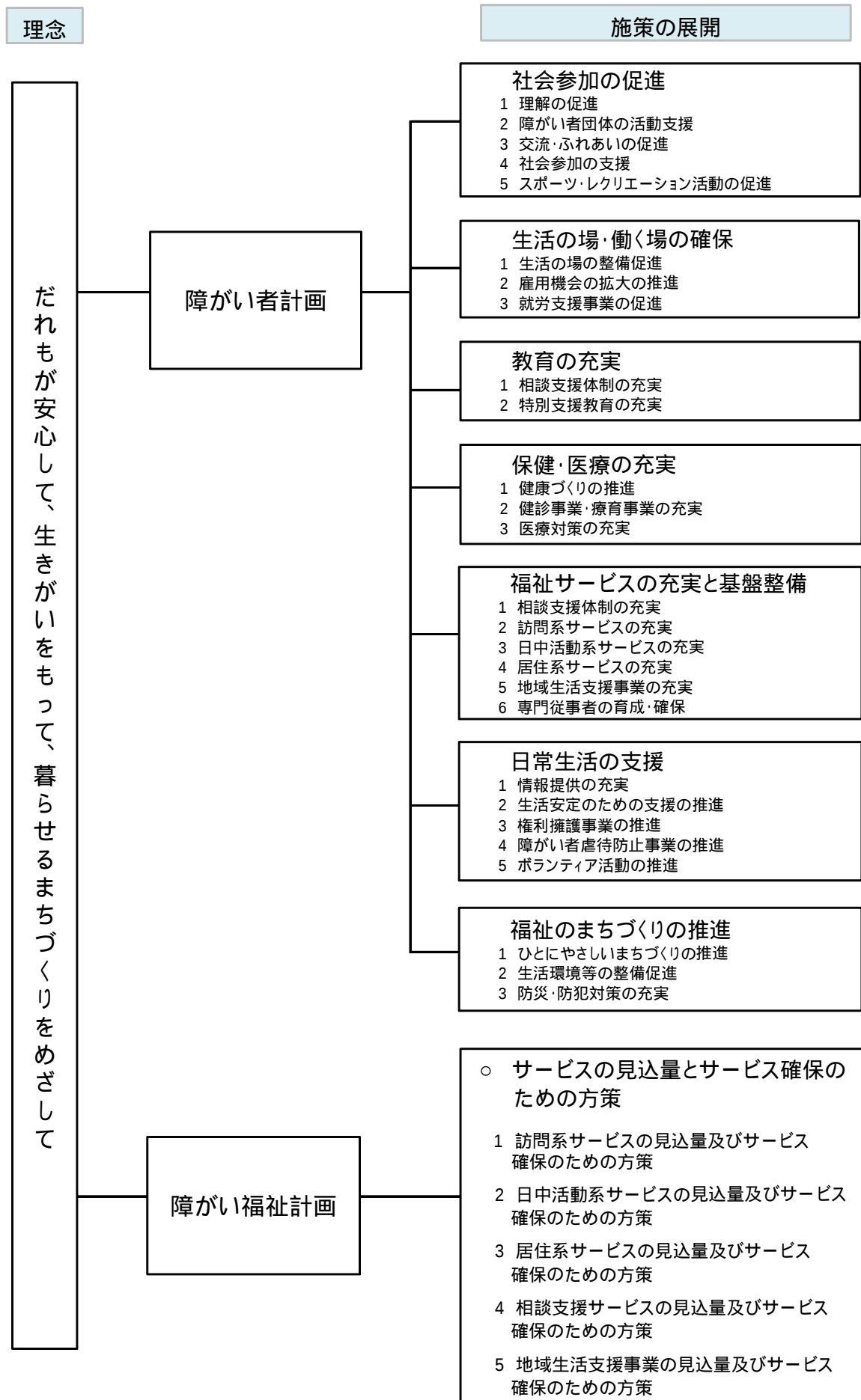
だれもが安心して、生きがいをもって、
暮らせるまちづくりをめざして

- 本計画では、障がい者施策の総合的、一体的な推進と、湯沢町総合計画の基本施策である「安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を推進するため、平成13年3月に策定した湯沢町障がい者計画の基本理念『だれもが安心して、生きがいをもって、暮らせるまちづくりをめざして』を継承します。

基本目標

社会参加の促進
生活の場・働く場の確保
教育の充実
保健・医療の充実
福祉サービスの充実と基盤整備
日常生活の支援
福祉のまちづくりの推進

施策の体系



第4章 障がい者計画

社会参加の促進

障がい者の社会参加を促進することは、すべての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりでもあります。

そのため、広報やスポーツ・レクリエーション活動等を通じ、福祉への意識向上を促すと共に、障がい福祉サービスや地域行事への参加を促す情報提供や交流機会の拡充に努めます。

- 1 理解の促進
- 2 障がい者団体の活動支援
- 3 交流・ふれあいの促進
- 4 社会参加の支援
- 5 スポーツ・レクリエーション活動の促進

● 目標の実現に向けた取組み ●

1 理解の促進

ア 障がいの理解の促進

- 「ふれあい福祉健康フェスティバル」などのイベントを通じ、町民への障がいおよび障がい者に対する福祉への意識向上を促し、障がいに対する偏見の排除と理解促進に努めます。

イ 啓発広報活動の充実

- 「広報ゆざわ」や町のホームページ等に、障がい者週間や障がい者に関するマークなど障がいに関する啓発記事を掲載し、障がいや障がい者に対する理解を促す啓発広報活動を強化します。

2 障がい者団体(当事者団体・家族会)の活動支援

- 役場窓口における手帳交付時や保健師の訪問などの際に、障がい者団体の加入案内やリーフレットを配布し、団体への加入促進支援を継続します。
- 障がい者団体の会員増加を支援するため、「広報ゆざわ」や町のホームページなどに障がい者団体の活動等を掲載することを推進します。
- 各種スポーツ大会や福祉大会などの参加及び団体行事等の支援を継続します。
- 障がい者団体の交流促進のための活動を支援します。

3 交流・ふれあいの促進

- 「ふれあいサロン」「コスモス」の事業内容について効果的な実施を検討します。
- 「ふれあいサロン」「コスモス」利用時の、総合福祉センターからやすらぎ荘までの送迎を継続します。
- 障がいのある人もない人も共に交流する機会を増やすために、各種イベントの支援をします。その際、ボランティアで協力してくれる方の参加も広く呼びかけます。

4 社会参加の支援

ア 移動支援の推進

- 社会福祉協議会等との協力により、視覚障がい者や全身性障がい者の外出を支援するガイドヘルパーの確保を推進し、障がい者が安心して外出できるよう移動支援事業の充実と活用を促進します。

イ 社会参加支援事業の実施等

- 障がい者の自動車免許取得費助成や、障がい者・介護者が運転する自動車の改造、購入経費助成の効果的な実施を図ります。
- 心身障がい者タクシー利用料金助成事業の効果的な実施を図ります。
- 精神科通院にかかる交通費や、障がい福祉施設での自立訓練・就労支援のための通所に係る交通費助成事業の効果的な実施を図ります。
- 人工透析患者通院交通費助成事業の効果的な実施を図ります。
- 選挙等において、障がい者が円滑な投票ができるように、投票所の設置場所や設備等について配慮します。

5 スポーツ・レクリエーション活動の促進

- 障がい者や障がい者団体が参加、開催するスポーツ・レクリエーション行事等を支援します。
- 湯沢町公民館等の各施設で開催される絵画展や文化祭、各種講座等への障がい者の参加を促進します。

生活の場・働く場の確保

障がい者が住み慣れた地域で自立し、暮らしていくためには、その拠点となる住居の確保が必要となります。同時に障がい者がその適性と能力に応じて就労し、経済的な基盤を確立することも求められています。

湯沢町では、グループホーム等の住居の整備を促進するとともに、一般的雇用を基本としながらも福祉的な就労等を含む多様な選択肢を確保し、障がい者の自立を支援していきます。

- 1 生活の場の整備促進
- 2 雇用機会の拡大の推進
- 3 就労支援事業の促進

● 目標の実現に向けた取組み ●

1 生活の場の整備促進

- 関係機関と連携し、グループホームやケアホーム等の整備を促進します。

2 雇用機会の拡大の推進

ア 職業相談・職業指導の充実

- ハローワーク、相談支援センター、障がい者就業生活支援センターとの連携を深め、障がい者の職業相談の充実に努めます。

イ 職域拡大・環境改善の強化

- ハローワークや就労支援施設と連携し、職場に出向いて直接障がい者に支援を行うジョブコーチによる支援事業や障がい者雇用に関する助成金制度について、一般企業にPRし、障がい者の雇用、職域拡大、障がいや障がい者に対する理解促進を図ります。
- 障がい者の就業後の職場訪問や生活面でのアフターケア等の支援体制を充実し、職場定着を推進します。

3 就労支援事業の促進

ア 就労移行支援事業・就労継続支援事業の推進

- 就労訓練や生産活動を通じ就労に必要な知識や能力の向上のため訓練を受ける「就労移行支援事業・就労継続支援事業」の利用を促進するとともに、事業者と連携し同事業を行う事業所の確保に努めます。

イ 官公需等による受注機会の拡大

- 町役場や関係機関において、障がい者施設・作業所の製品の購入や作業委託発注等を促進し、支援施設における工賃確保に努めます。

ウ 就労支援施設通所交通費の助成

- 就労支援事業への通所に係る交通費の助成により、事業の利用促進と通所に係る負担の軽減を図ります。

教育の充実

近年、特別な支援を要する幼児・児童・生徒は、増加傾向にあり、従来の知的・情緒・病弱等の障がいに加え、心身の発達に障がいや課題をもつ子への理解と支援が喫緊の課題となっています。特に、発達障がいの幼児・児童・生徒は、早い段階で適切な指導や処置を受ければ成長に伴って通常の生活や学習ができるようになるにも関わらず、保護者や地域の理解不足から対応が遅れ、二次障害が発生する事例も見られます。

全ての保育園・学校が適切な指導に努めることはもちろんのこと、保護者と町全体での理解と啓発が急務です。

- 1 相談支援体制の充実
- 2 特別支援教育の充実

● 目標の実現に向けた取組み ●

1 相談支援体制の充実

- 保育・教育において、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、関係機関が連携し、子育て支援を進めることにより、保護者に安心感と納得を届け、保護者とともにその子に合った教育の実現を図ります。
- 保育園・小学校・中学校が一体校となる湯沢町だからこそできる幼少時から成人に至るまでの継続的な子育て支援体制の構築に努めます。

2 特別支援教育の充実

ア 特別な支援を必要とする幼児保育の充実

- 特別な支援を必要とする幼児の保育園への受入れ体制の充実を図ります。

イ 特別支援教育の充実

- 児童生徒の発達段階に生じる課題に応じた「個別の教育支援計画」を作成し、その子のニーズに合った教育を行います。
- 発達障がいに対する理解を深める研修や指導改善を行うと共に、関係機関との連携を深め、よりよい教育の実現を目指します。

ウ サポート体制の充実

- 特別の支援を必要とする幼児・児童・生徒や、その保護者、支援に当たる保育士・教師の困り感に寄り添い、関係する機関のスタッフで編成したチームで具体的な支援を行えるよう、サポート体制の充実に努めます。

エ 交流教育の充実

- 学校教育において、通常学級と特別支援学級、特別支援学級間など様々な交流教育を積極的に推進します。

保健・医療の充実

障がいの原因となる疾病を予防し障がいを早期に発見・対応することは、障がいの重度化・重複化の予防や介護者の負担の軽減に繋がります。そのため、湯沢町ファミリー健康プラン（町の健康づくり計画）に基づき、各種保健事業の充実や医療対策の充実を図り、個々の障がいや症状に応じた保健サービスの提供を推進します。また、障がい者本人や介護者の高齢化を念頭に置き、保健、医療、福祉の連携を強化します。

- 1 健康づくりの推進
- 2 健診事業・療育事業の充実
- 3 医療対策の充実

● 目標の実現に向けた取組み ●

1 健康づくりの推進

ア 障がいの原因となる疾病の予防

- 「湯沢町ファミリー健康プラン」に基づき、心身機能レベルや年代に応じて参加できる運動教室や健康教室、つどいの場など、町全体の健康づくりを進めやすい環境の整備を目指します。
- 乱れた生活習慣の積み重ねから引き起こされる疾病による障がい等を予防するために、特定健診受診率の向上や、各種健康診査、特定保健指導等の事後指導の充実を図ります。

イ 心身機能レベルの維持向上

- 脳卒中後遺症者等、リハビリの必要な方の心身機能レベルの維持を目指した温水健康体操教室やパワーアップ教室などの事業を継続実施します。

2 健診事業・療育事業の充実

ア 健診事業の充実

- 乳幼児健診や訪問指導等を通じて障がいの早期発見、早期療育への支援を行います。

イ 療育事業の充実

- 保健師・子育て支援センター保育士・臨床心理士等の専門職員による一次療育事業である親子遊び教室の開催や、言葉の教室、かがやき教室などの通級指導教室事業を活用し、子どもの成長発達を支援します。

ウ 訪問支援体制の充実

- 県、児童相談所、相談支援センター、医療機関との連携を強化して、定期的な訪問支援ができるような体制整備に努めます。

3 医療対策の充実

ア 医療費軽減制度の推進

- 医療費の負担軽減及び適切な医療受診の継続を推進するため、自立支援医療等の助成制度について情報提供に努めます。

イ 健康診査受診機会の充実

- 障がい者の健康診査受診を促進します。
- 医療機関との連携を強化し、健康管理の充実を促進します。

ウ 訪問診療・訪問看護等の充実

- 湯沢町保健医療センター等と連携して外出の困難な障がい者のため、訪問診療（歯科を含む）や訪問看護の充実を図れるよう検討します。
- 在宅要介護者等歯科保健推進事業及び障害児者歯科保健推進事業（歯科医師会委託事業）の周知と活用の促進を図ります。

福祉サービスの充実と基盤整備

平成 17 年に制定された「障害者自立支援法」は、「障がい者の自己決定と自己選択の尊重」、「三障がいの施策の一元化と市町村における一体的な推進」、「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備」を基本理念としています。

障がい福祉サービスの提供体制を確保すると共に、サービスの利用による障がい者の自立支援と社会参加の一層の促進を図ります。

同時に、町として推進してきた施策の一層の充実を図ります。

- 1 相談支援体制の充実
- 2 訪問系サービスの充実
- 3 日中活動系サービスの充実
- 4 居住系サービスの充実
- 5 地域生活支援事業の充実
- 6 専門従事者の育成・確保

● 目標の実現に向けた取組み ●

1 相談支援体制の充実

ア 相談支援体制の充実

- 「相談支援センターみなみうおぬま」を拠点とした障がい者相談支援体制を充実し、障がい者やその家族、介護をしている人などからの相談の対応や訪問による相談、サービス利用に関する支援等、多様な対応を行います。
- 障がいに対する知識や豊富な経験を持つ町民に「身体障害者相談員・知的障害者相談員」としての活動を委嘱し、地域目線での相談や身近な問題について解決を図ります。

イ 地域自立支援協議会の活性化

- 地域自立支援協議会を通じ関係機関との連携を強化し、地域の課題に対する定期的な協議の場を設置し、問題の解決を図ります。

2 訪問系サービスの充実

- 在宅の利用者に必要な支援が提供できるよう、たんの吸引の研修受講等の促進によりヘルパーの確保と養成を支援し、障がいの種類や程度に応じた居宅介護サービスの充実に努めます。
- 事業所と協議し、重度訪問介護、行動援護等のサービスの確保を図ります。

3 日中活動系サービスの充実

- 短期入所について、特別養護老人ホームなどでの相互利用を検討します。また、重度障がい者で日常的に医療的行為を必要とする方の利用について、提供事業所と検討します。
- 障がい者のニーズ及び適正・能力に応じた就労ができるよう、事業者と連携し、就労移行支援事業・就労継続支援事業を提供する事業所の確保に努めます。
- 管内で未実施のサービスについて事業者と連携し、提供事業者の確保に努めます。

4 居住系サービスの充実

- 関係機関と連携し、グループホームやケアホームの整備を促進します。
- 地域生活が困難な障がい者が円滑に入所できるよう努めます。

5 地域生活支援事業の充実

- 近隣市町村のサービス提供事業者の把握に努め、当町住民が利用できるような体制づくりを推進します。
- ニーズの把握に努め、未実施の事業について事業の実施を検討します。合わせて、関係機関と連携しサービス提供事業者の確保に努めます。

6 専門従事者の育成・確保

- 本計画の推進に向けて、特に福祉分野の人材が必要になることから、専門従事者の確保と養成を図ります。

日常生活の支援

障がい者が地域で暮らすには、生活に必要な情報を把握し、生活の安定を図る必要があります。そのため、情報提供の充実や、生活安定のための支援の充実を推進します。同時に、社会福祉協議会と協力して、ボランティアの参加促進も強化します。

- 1 情報提供の充実
- 2 生活安定のための支援の推進
- 3 権利擁護事業の推進
- 4 障がい者虐待防止事業の推進
- 5 ボランティア活動の推進

● 目標の実現に向けた取組み ●

1 情報提供の充実

ア 福祉制度等の周知

- 障がい者及び家庭の安定のため、各種年金や手当の経済的支援制度や障がい者に対する税の減免、割引運賃等経済的負担の軽減措置、消費生活相談窓口等について周知し、利用促進を図ります。

イ 広報の充実

- 広報紙や町のホームページ、福祉サービスのしおりをはじめとして、障がいに応じた「点字」や「録音テープ」など多様な方法により情報提供の充実を図ります。

2 生活安定のための支援の推進

ア 各種助成制度の利用の促進

- 障がい者が在宅で生活できるよう、住宅改造に係る助成制度の利用の促進を図ります。

イ 在宅生活を支えるサービスの充実

- 日常生活用具、補装具など福祉用具の普及周知を図ります。
- 障がい児を保育園で受け入れる事業を継続し、障がい児の保護者に対する就労支援の推進を図ります。

3 権利擁護事業の推進

- 重度の知的・精神障がい者で後見人等の報酬など必要な経費を支払うことが困難な低所得者に対する「成年後見制度利用支援事業」について周知し、利用の促進を図ります。
- 社会福祉協議会が実施する、在宅で生活している障がい者で、自立した生活や金銭管理、福祉サービスの利用に不安のある人の相談や支援を目的とした「日常生活自立支援事業」について周知し、利用の促進を図ります。

4 障がい者虐待防止事業の推進

- 町に「障がい者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行います。
- 地域自立支援協議会を通じ、障がい者虐待防止に関する関係機関の連携協力体制の整備を図ります。

5 ボランティア活動の推進

- 社会福祉協議会を中心に行っているボランティア講座等を支援し、多様なボランティア活動の推進を図ります。そのため、障がい者のニーズに基づいたボランティアメニューの充実を図ります。
- 町内で活躍するボランティア団体の活動を、広報誌等で紹介します。
- 社会福祉協議会を中心に、ボランティアの育成と確保、コーディネート(調整)、各種情報の提供、相談等を行うボランティアセンターの充実を図ります。
- ボランティア団体同士、ボランティア団体と障がい者団体等各種団体の連携強化を支援します。

福祉のまちづくりの推進

バリアフリーとユニバーサルデザインの観点に立って、障がい者はもちろん、すべての町民に住みやすいまちづくりを推進します。

湯沢町では、これまでも「新潟県福祉のまちづくり条例(平成8年制定)」に基づき町内のバリアフリー化を進めてきましたが、平成16年3月、「湯沢町交通バリアフリー基本構想」を策定し、湯沢町駅周辺地区のバリアフリー化の推進に取り組んできました。

今後も進展を続ける少子高齢化や、障がい者の高齢化を想定し、公共施設や重点整備地区等のバリアフリー化を推進し、防犯、災害時の体制を確立します。

- 1 ひとにやさしいまちづくりの推進
- 2 生活環境等の整備促進
- 3 防災・防犯対策の充実

● 目標の実現に向けた取組み ●

1 ひとにやさしいまちづくりの推進

- 「新潟県福祉のまちづくり条例」について、その普及を図り、福祉のまちづくりを推進します。
- 「湯沢町交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅周辺やバスターミナル、重点整備地区等のバリアフリー化を推進し、全ての町民に「やさしいまちづくり」を促進します。

2 生活環境等の整備促進

ア 建築物等の整備

- 関係課と協力し、新潟県福祉のまちづくり条例に基づいて、施設の新築・改築の際にチェックを行い、適合しない施設については、改修するよう促します。
- 役場、病院等、障がい者の生活にとって重要な施設のある地区を重点整備地区とし、バリアフリー化の推進を検討します。

イ 生活環境の整備

- 子供をはじめ、地域の人達と交流することのできる公園や緑地等について、誰もが気軽に利用できるような施設の整備を検討します。
- 生活に必要な品揃え、出入口、通路及び陳列の高さ等、障がい者、高齢者が買い物しやすい商店づくりを奨励します。
- 公共機関や観光施設等へ、車椅子の配備を推進します。

ウ 道路交通安全の確保等

- 関係課と協力し、障がい者の通行の妨げとなる、歩道にはみ出した看板等の除去をめざした啓発を推進します。
- 「新潟県おもいやり駐車場制度(障がい者等用駐車スペース適正利用証制度)」をはじめとした障がい者専用駐車スペースの利用等に関する周知を行い、一般の方への駐車スペースの利用マナーの向上と、障がい者に対する理解の促進を図ります。
- 駐車スペースの利用について、公共施設や病院等、障がい者の生活に関連あると思われる施設に、障がい者用の駐車スペースの確保を要請します。

3 防災・防犯対策の充実

ア 防災対策の推進

- 障がい者が災害時に的確に避難等の対応ができるよう、避難場所や避難経路など、避難体制の整備について湯沢町地域防災計画に盛り込みます。
- 障がい者や高齢者の一人暮らし世帯に対し、消防署と電力会社、民生児童委員の協力のもと、火災予防点検と安全指導を実施します。

イ 防犯体制の確立

- 障がい者が犯罪に巻き込まれる事のないよう、警察との連携を強化し、地域における見守り体制の充実に努めます。

ウ 緊急、災害時の安全体制の強化

- 緊急、災害時に援護が必要な世帯の把握を行い、災害時要援護者台帳を作成し、行政機関や福祉関係者等で共有し、要援護者の安全確保に努めます。

第5章 障がい福祉計画

障害者自立支援法をめぐる動き

障がい福祉制度におけるサービス提供は、平成15年より施行された「支援費制度」により、措置制度から利用者がサービスを選択、契約する制度へと転換が図られ、平成18年度より施行された「障害者自立支援法」により、障がいの種類によって異なる各種福祉サービスの一元化や、応益負担による障がい者福祉の仕組みづくり、就労支援の強化など、抜本的な見直しが行われました。

その後も、国民の様々な声を踏まえ、利用者負担についての見直しをはじめとした度重なる制度改革が行われたほか、平成22年12月には「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の成立により、障害者自立支援法、障害者基本法、児童福祉法等の改正が行われ、相談支援体制の強化、支給決定プロセスの見直し、障がい児支援の強化など、障がい者の地域における自立生活支援の充実が図られました。

さらには、障害者自立支援法の廃止を前提とした新たな総合的福祉施策「障がい者総合福祉法(仮称)」の制定に向け、国において協議が進められており、現行の法制度における課題などの対応に注目が集まっています。

障害者自立支援法では「障がい者が地域で安心して暮らせる社会」を実現するために「障がい者の地域生活移行や就労支援」といった課題に対し、市町村に、国の「基本指針」に即して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「障がい福祉計画」という。)を定めることを義務付けています。

「湯沢町障がい福祉計画」では、必要とされる障がい福祉サービスの数値目標を掲げ、その提供体制の確保を計画的に整備することを掲げます。同時に、利用者のニーズをふまえ、町独自の創意工夫による地域生活支援事業を実施し、湯沢町における障がい者の自立生活を支援します。

障害者自立支援法のポイント

1 障がい者の福祉サービスを「一元化」

サービス提供主体を市町村に一元化。障がいの種類（身体障がい、知的障がい、精神障がい）にかかわらず障がい者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを共通の制度により提供します。

2 障がい者がもっと「働ける社会」に

一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障がい者が企業等で働けるよう、福祉側から支援します。

3 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

市町村が地域の実情に応じて障がい者福祉に取り組み、障がい者が身近なところでサービスを利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和します。

4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化します。

5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

（１）利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

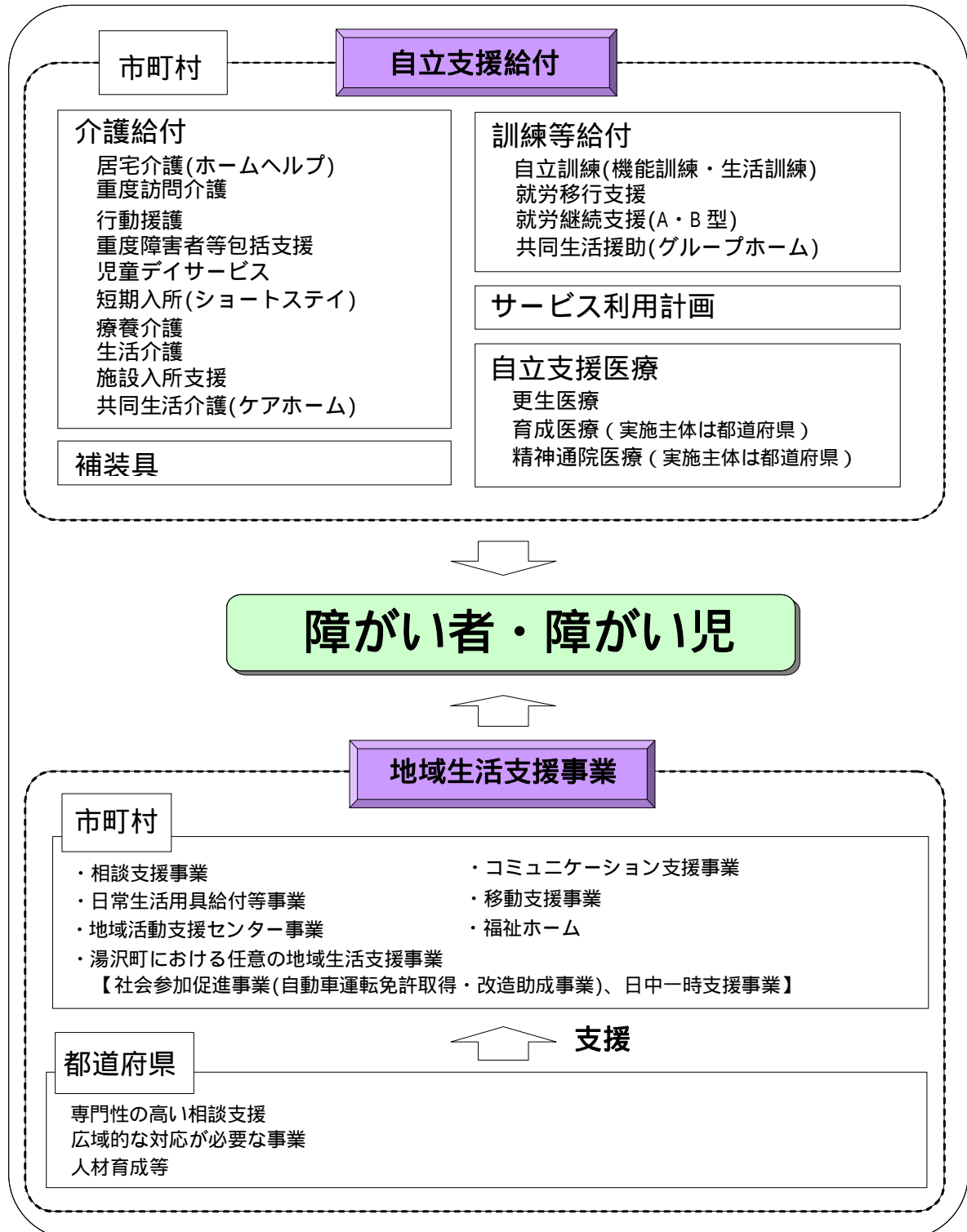
障がい者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設けます。

（２）国の「財政責任の明確化」

福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改めます。

自立支援の事業体系

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムは、大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されます。障がい福祉サービスとも呼ばれ、個別に支給決定を行う「自立支援給付」に対し、市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じ、柔軟に実施できるのが「地域生活支援事業」ということができます。



地域生活又は一般就労への移行の数値目標

国の基本指針(「厚生労働省告示第 395 号 障がい福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」)では、平成 26 年度を目標年度として、目標を達成するために必要な数値目標とサービス見込量について設定することとなっています。

1 地域生活又は一般就労への移行の数値目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

町では、平成 23 年 9 月末までの実績を踏まえ、平成 26 年度末で 3 人(18%)の地域移行者を見込み、2 人(12%)削減させることを目指します。

1 期、2 期計画

項 目	目標値		実績値 (平成23年9月末現在)		備 考
平成17年10月1日 時点の入所者数	17	人	17	人	平成17年10月1日の全施設入所者数とする
地域生活移行者数	5	人	1	人	現在の全入所者のうち、施設入所からGH・CH等へ地域移行した者の数 (割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
	29	%	6	%	
削減者数	1	人	1	人	平成23年度末段階での削減者数 (割合については、削減見込数を全入所者で除した値)
	6	%	6	%	

3 期計画

項 目	目標値		備 考
平成17年10月1日 時点の入所者数	17	人	平成17年10月1日の全施設入所者数とする
地域生活移行者数	3	人	現在の全入所者のうち、施設入所からGH・CH等へ地域移行した者の数 (割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
	18	%	
削減見込	2	人	平成26年度末段階での削減見込数 (割合については、削減見込数を全入所者で除した値)
	12	%	

留意事項

- 現在の施設入所者数とは、入所期間の長短を問わず、平成 17 年 10 月 1 日時点で入所施設に入所している者とする。
- 地域生活移行者数について、その対象者は全施設入所者の中で長期的な入所が常態化している者であり身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）、精神障害者入所授産施設等から地域生活へ移行する者が主に想定されるが、身体障害者更生施設等を利用している者であって、長期的な入所が常態化していると都道府県が判断した場合、地域生活移行者に含めても差し支えない。
- 現在の利用者数（平成 17 年 10 月 1 日）には、新規整備予定の施設利用者数は含まれない。
- 国の指針では、平成 26 年度末までに、平成 17 年 10 月 1 日時点の身体・知的障がい者施設入所者の 3 割以上の地域生活への移行を目指すと共に、平成 26 年度末までの施設入所者を現在の 1 割以上削減することを基本としている。

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行

町では、平成23年9月末時点での実績を踏まえ、平成26年度中の一般就労移行者数は1人と見込みます。

1期、2期計画

項 目	目標値		実績値 (平成23年9月末現在)		備 考
平成17年度の年間一般就労移行者数	0	人	0	人	平成17年度において福祉施設を利用し一般就労した者の数
平成26年度の年間一般就労移行者数	1	人	0	人	平成26年度において福祉施設を利用し一般就労する者の数
	-	倍	-	倍	

3期計画

項 目	目標値		備 考
平成17年度の年間一般就労移行者数	0	人	平成17年度において福祉施設を利用し一般就労した者の数
平成26年度の年間一般就労移行者数	1	人	平成26年度において福祉施設を利用し一般就労する者の数
	-	倍	

留意事項

- 一般就労した者とは、一般に企業等に就職した者(就労継続支援(A型)及び福祉工場の利用者となった者を除く)、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。
- 現在の利用者数には、新規整備予定の施設利用者数は含めない。
- 国の指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成26年度中に一般就労へ移行する者の数を、平成17年度実績の4倍とすることを基本としている。

就労移行支援事業の利用者数

町では、平成 23 年 9 月末現在で就労移行支援を利用している者は 1 名となっております。このことを踏まえ、平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、4 名 (10%) が就労移行支援事業を利用すると見込みます。

3 期計画より

項 目	目標値		備 考
平成26年度末の福祉施設利用者数	42	人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数 ○福祉施設利用者 42名 〔就労移行支援4名、就労継続支援18名(A型2名、B型16名) 生活介護18名、自立訓練2名(機能訓練0名、生活訓練2名)〕
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	4	人	平成26年度において就労移行支援事業を利用する者の数
	10	%	

留意事項

- 国の指針では、平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本としている。

就労継続支援 A 型事業の利用者の割合

町では、平成 23 年 9 月末の時点で就労継続支援 A 型を利用している者はありません。このことを踏まえ、平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 名 (11%) が就労継続支援 A 型事業を利用すると見込みます。

3 期計画より

項 目	数値		備 考
平成26年度末の就労継続支援A型の利用者 (ア)	2	人	平成26年度末において就労継続支援A型事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援B型の利用者	16	人	平成26年度末において就労継続支援B型事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(A型+B型)の利用者 (イ)	18	人	平成26年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労継続支援A型の利用者の割合 (ア)/(イ)	11	%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援A型事業を利用する者の割合

留意事項

- 国の指針では、平成 26 年度末における就労支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援 A 型事業を利用することを基本としている。

サービスの見込量とサービス確保のための方策

1 訪問系サービスの見込量及びサービス確保のための方策

(1) サービス見込量の算定にあたって

サービスの見込量については、第2期の計画を元に、平成21年から平成23年までの利用実績と、今後の需要見込みを踏まえ設定しました。

(2) サービス毎の見込量

2 期計画

区 分	単位	21 年度	22 年度	23 年度
居宅介護	時間分	125	131	136
	人分	22	23	24
重度訪問介護	時間分	0	0	0
	人分	0	0	0
行動援護	時間分	0	5	5
	人分	0	1	1
重度障害者包括支援	時間分	0	0	0
	人分	0	0	0

3 期計画

区 分	単位	24 年度	25 年度	26 年度
居宅介護	時間分	142	148	153
	人分	24	25	26
重度訪問介護	時間分	0	96	96
	人分	0	1	1
行動援護	時間分	0	4	4
	人分	0	1	1
重度障害者包括支援	時間分	0	0	0
	人分	0	0	0

「時間分」・・・1ヶ月あたりの利用時間数

「人分」・・・1ヶ月あたりの利用人数

サービス確保のための方策

- 居宅介護について、障がいの種類や程度に応じたケアのできるヘルパーの確保と養成を図り、サービスの充実に努めます。
- 事業者と協議し、重度訪問介護、行動援護等の在宅福祉サービスの確保を図ります。

2 日中活動系サービスの見込量及びサービス確保のための方策

(1) サービス見込量の算定にあたって

サービスの見込量については、平成 23 年度までの利用実績と、一般就労移行見込者数、特別支援学校卒業者数、今後の需要見込みを含め設定しました。

なお、自立訓練(機能訓練)については、アンケート結果で利用希望はありますが、病院・施設からの退所や、特別支援学校卒業者の地域生活等を目指し、期間を区切り提供するサービスとなっているため、今計画期間では利用は考えにくいと判断し見込量を設定しています。

(2) サービス毎の見込量

2 期計画

区 分	単位	21 年度	22 年度	23 年度
児童デイサービス	人日分	0	0	0
	人分	0	0	0
短期入所	人日分	20	30	40
	人分	4	6	8
療養介護	人分	0	0	0
生活介護	人日分	88	154	308
	人分	4	8	14
就労移行支援	人日分	44	88	88
	人分	2	4	4
就労継続支援(A 型)	人日分	0	0	0
	人分	0	0	0
就労継続支援(B 型)	人日分	198	330	352
	人分	9	15	16
自立訓練(機能訓練)	人日分	0	0	0
	人分	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日分	0	22	44
	人分	0	1	2

3 期計画

区 分	単位	24 年度	25 年度	26 年度
児童デイサービス	人日分	0	0	0
	人分	0	0	0
短期入所	人日分	21	24	27
	人分	7	8	9
療養介護	人分	1	1	1
生活介護	人日分	362	378	378
	人分	17	18	18
就労移行支援	人日分	44	66	88
	人分	2	3	4
就労継続支援（A 型）	人日分	0	22	44
	人分	0	1	2
就労継続支援（B 型）	人日分	330	352	352
	人分	15	16	16
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0
	人分	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	66	44	44
	人分	3	2	2

「人日分」・・・「月間の利用者数」×「一人1 か月あたりの平均利用日数」

「人分」・・・「月間の利用人数」

サービス確保のための方策

- サービス利用希望者の把握に努め、サービス提供事業者などの情報を利用者へわかりやすく提供します。
- 障がい者のニーズ及び適正・能力に応じた就労ができるよう、事業者と連携し、就労移行支援事業・就労継続支援事業を提供する事業所の確保に努めます。
- 管内で未実施のサービスについて事業者と連携し、提供事業者の確保に努めます。

3 居住系サービスの見込量及びサービス確保のための方策

(1) サービス見込量の算定にあたって

施設入所支援のサービスの見込量については、平成 17 年 10 月現在の施設入所者数を基礎とし、地域生活への移行者を控除し、施設入所が真に必要と判断される者を見込み、設定しました。

共同生活援助、共同生活介護のサービスの見込量については、平成 17 年 10 月現在の施設利用者数を基礎に、今後のニーズも踏まえて設定しました。

(2) サービス毎の見込量

2 期計画

区 分	単位	21 年度	22 年度	23 年度
施設入所支援	人分	3	7	12
共同生活介護	人分	0	1	2
共同生活援助	人分	3	6	7

3 期計画

区 分	単位	24 年度	25 年度	26 年度
施設入所支援	人分	15	14	12
共同生活介護	人分	1	1	2
共同生活援助	人分	4	5	7

「人分」・・・「月間の利用人数」

サービス確保のための方策

- 関係機関と連携し、グループホームやケアホームの設置を検討するとともに、障がいに対する地域住民の理解を促します。
- 地域生活に困難をきたす障がい者のため、入所施設の定員確保を図ります。

4 相談支援サービスの見込量及びサービス確保のための方策

(1) サービス見込量の算定にあたって

これまでは、入院・入所から地域生活へ移行するため一定期間集中的な支援が必要な方や、単身生活又は家族の障がいや疾病等のため自ら障がい福祉サービス事業所等との連絡調整が困難な方に対し、相談支援サービスとして「サービス利用計画」を作成し支援を行ってきました。

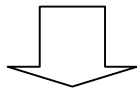
法改正により、平成24年度から相談支援体系が変わり、「相談支援事業」が一般的な相談支援のほか、主にサービス利用計画作成を行う「計画相談支援〔市町村事業〕」と、主に長期入院者等の地域移行・地域定着を行う「地域相談支援〔県事業〕」に分かれました。

これに合わせ、障がい福祉サービスを利用する全ての方に対し、支給決定前に「サービス利用計画」を作成することが義務化となりました。（現在のサービス利用者については、今後3年間で段階的に作成する経過措置あり。）

相談支援（サービス利用計画作成）のサービスの見込量については、これまでの実績による年間新規支給決定者数見込と、今後のサービス需要、現在サービスを利用している方の3ヶ年平均を踏まえ設定しました。

● 現行

区 分		サービスの内容
サ相 ー談 ビ支 ス援	サービス利用計画	入院・入所から地域生活へ移行するため一定期間集中的な支援が必要な方や、単身生活又は家族の障がいや疾病等のため自ら障がい福祉サービス事業所等との連絡調整が困難な方に対し支援計画の作成とモニタリングを行う。



● 平成24年度以降

区 分		サービスの内容
相 談 支 援 サ ー ビ ス	一般的な相談支援	福祉サービスの利用援助、各種支援施策に関する助言・指導、社会生活力を高めるための支援、人間関係、健康管理、金銭管理等の指導、専門機関の紹介など。
	計画相談支援 (主にサービス利用計画)	相談支援専門員により、障がい者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等を検討し、支援計画作成とモニタリングを行う。
	地域相談支援 (主に地域移行・定着支援)	入所・入院している障がい者(児)の地域生活の準備のための外出同行支援や入居支援、関係機関等への調整、などを行う。

(2) サービス毎の見込量

1 期計画

区 分	単位	21 年度	22 年度	23 年度
サービス利用計画作成	人	4	6	8

2 期計画

区 分 (計画相談支援)	単位	24 年度	25 年度	26 年度
サービス利用計画作成	人	30	30	30

(現在のサービス利用者は今後3年で段階的に作成)

サービスの確保のための方策

- サービス利用希望者の生活環境等のきめ細かな把握を行い、利用者に応じたサービスの提供につながる計画作成ができるよう、相談支援体制の整備に努めます。

5 地域生活支援事業の見込量及びサービス確保のための方策

(1) サービス見込量の算定にあたって

地域生活支援事業のサービスの見込量については、第2期の計画を元に、平成21年から平成23年までの利用実績と、今後の需要見込みを踏まえ設定しました。

(2) サービス毎の見込量

2 期計画

区 分	単位	21 年度	22 年度	23 年度
地域生活支援事業				
相談支援事業				
相談支援事業				
障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
障がい児等療育支援事業	箇所	0	0	0
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
コミュニケーション支援事業				
手話通訳者設置事業	人	0	0	0
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	0	0	1
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	件	4	5	6
自立生活支援用具	件	4	5	6
在宅療養等支援用具	件	6	7	8
情報・意思疎通支援用具	件	5	5	5
排せつ管理支援用具	件 (月分)	42	44	46
住宅改修費	件	1	1	2
移動支援事業	箇所	3	3	3
	利用人数	13	14	15
	延べ時間	390	420	450
地域活動支援センター事業				
基礎的事業 (自市町村)	箇所	0	0	0
	利用人数	0	0	0
基礎的事業 (他市町村)	箇所	4	4	4
	利用人数	22	24	26
機能強化事業 (自市町村)	箇所	0	0	0
	利用人数	0	0	0
機能強化事業 (他市町村)	箇所	4	4	4
	利用人数	22	24	26
その他事業				
社会参加促進事業 (自動車運転免許取得・改造助成)	件	1	1	1
日中一時支援事業	延べ日数	220	440	440

3 期計画

区 分	単位	24 年度	25 年度	26 年度
地域生活支援事業				
相談支援事業				
相談支援事業				
障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター設置	実施の有無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用人数	1	1	1
コミュニケーション支援事業				
手話通訳者設置事業	人	0	0	0
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	0	0	0
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2
排せつ管理支援用具	件(月分)	84	96	108
住宅改修費	件	1	1	1
移動支援事業	箇所	2	2	2
	利用人数	10	11	12
	延べ時間	280	308	336
地域活動支援センター事業				
基礎的事業 (自市町村)	箇所	0	0	0
	利用人数	0	0	0
基礎的事業 (他市町村)	箇所	3	3	3
	利用人数	20	22	24
機能強化事業 (自市町村)	箇所	0	0	0
	利用人数	0	0	0
機能強化事業 (他市町村)	箇所	3	3	3
	利用人数	20	22	24
その他事業				
社会参加促進事業 (自動車運転免許取得・改造助成)	件	2	2	2
日中一時支援事業	箇所	2	2	2
	利用人数	2	2	2
	延べ日数	240	240	240

サービス確保のための方策

- サービス提供体制の充実と利便性の向上について、事業者と連携しながら進めます。
- 近隣市町村のサービス提供事業者の把握に努め、当町住民が利用できるような体制づくりを推進します。
- 事業内容やサービス提供事業者について、広く利用者やその家族などに情報提供します。
- ニーズの把握に努め、未実施の事業について事業の実施を検討します。合わせて、関係機関と連携しサービス提供事業者の確保に努めます。

第6章 計画の推進体制

計画の推進体制

(1) 関係各課の連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労・建設等の多岐にわたっているため、行政内部の関係各課において、現在の連携体制を継続するとともに、効率的・総合的な観点からの対応等ができるよう、積極的に推進します。

(2) 各種団体との連携・共同

計画の実施にあたっては、障がい者団体、福祉事業者、ボランティア団体等との連携を図りながら、共同で計画の推進に努めます。

(3) 地域との連携

障がい者施策の実施を推進するためには、地域住民の理解と協力が必要です。地域の特性を生かしながら地域福祉を推進します。また、民生・児童委員は、障がい者への相談活動、各種福祉サービスの周知など活動場面の増加が予想されることから、地域住民と行政とのパイプ役として、十分な情報交換と緊密な連携が図られるよう支援します。

(4) 近隣市町村との連携

地域自立支援協議会を近隣市町村と合同で開催し、連携を図りながら、施設の広域利用など円滑なサービス提供が行える体制を整備します。

(5) 国及び県の関係各機関との連携

障がい者施策については、就労や精神保健等、国や県の制度に関わる分野も多いことから、国や新潟県の各関係機関との連携を図っていきます。

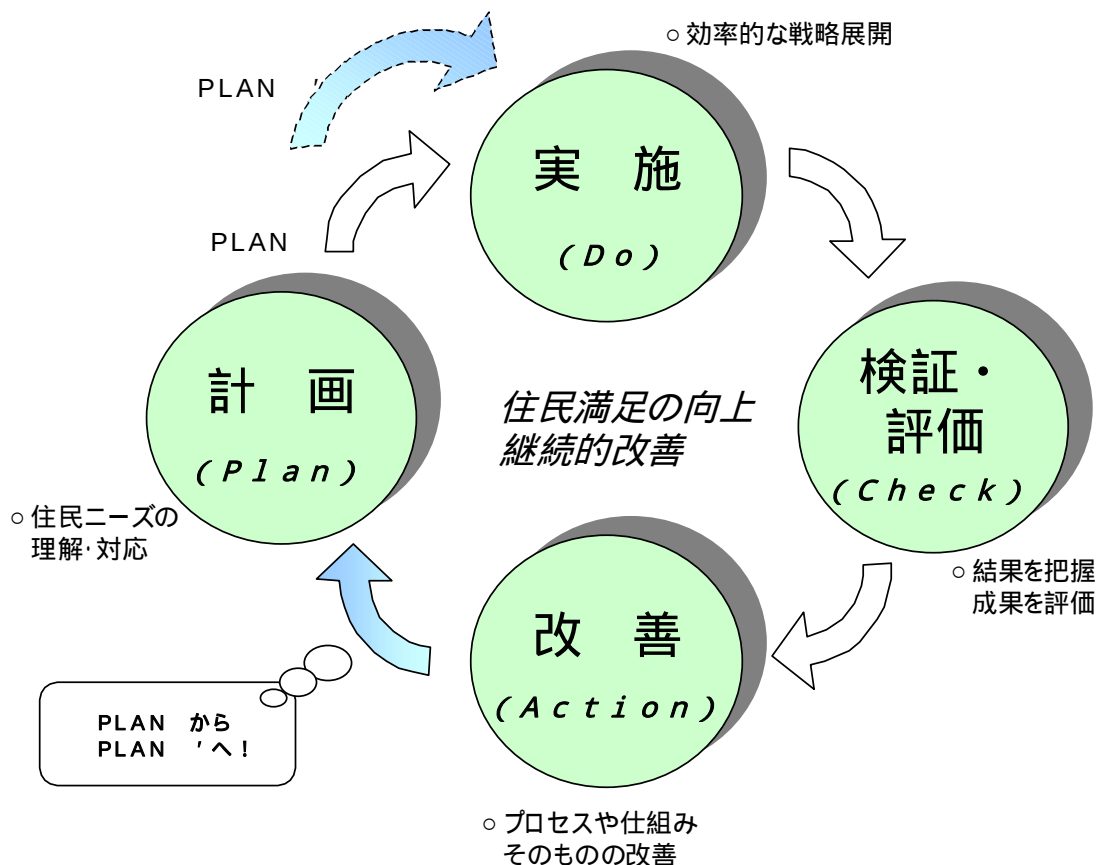
計画の進捗管理

両計画で掲げた各種福祉施策の実施状況や各数値目標の達成状況について、町民や障がい福祉関係団体の意見を踏まえ、地域自立支援協議会において「計画（Plan） 実施（Do） 検証評価（Check） 改善（Action）」といった計画の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な施策を講じます。

さらに、普段の関わりにおける当事者の声や、当事者とより近い関係の民生・児童委員、ホームヘルパー等からの情報など、当事者の意向の把握に努め、計画の点検・評価と合わせ次期計画へ適切に反映します。

また、国の方針として、平成25年8月には障害者自立支援法を廃止し、抜本的な見直しを含めた「障がい者総合福祉法（仮称）」を制定することとしています。このことから、計画期間の途中であっても、必要に応じて計画の見直し等を行うこととします。

《点検・評価の手順 PDCAサイクル》



資料編

湯沢町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会委員名簿

No	氏名	所属団体	その他
1	原沢 久晴	湯沢町精神障害者家族会	
2	大津 孝一	湯沢町身体障害者協会	
3	佐野 光顕	湯沢町身体障害者協会	新潟県障害者相談員
4	田村 雅延	湯沢町手をつなぐ育成会	
5	駒形 虎次郎	湯沢町ボランティア連絡協議会	
6	佐久間 知良	湯沢町社会福祉協議会	
7	長田 良治	まきはたの里施設長	
8	江部 健幸	相談支援センターみなみうおぬま センター長	
9	貝瀬 保幸	あさひばら施設長	
10	池田 和幸	マイトーラ支援課長	
11	高橋 剛	南魚沼地域振興局 地域福祉課	
12	高橋 ひとみ	南魚沼地域振興局 地域保健課	精神保健福祉相談員
事務局			
	関 秋光	湯沢町健康福祉課長	
	森下 政史	湯沢町健康福祉課 福祉介護班長	
	丸山 由和	湯沢町健康福祉課 福祉介護班主査	
	岸野 浩二	湯沢町健康福祉課 福祉介護班	

湯沢町自立支援協議会委員名簿

	氏名	法人・機関	役職等
1	江部 健幸	社会福祉法人南魚沼福祉会	相談支援センターみなみ うおぬまセンター長
2	長田 良治	社会福祉法人南魚沼福祉会	まきはたの里施設長
3	井口 隆人	社会福祉法人雪国ボランティア	マイトラ総務課長
4	古澤 圭	医療法人越南会	五日町病院福祉医療 相談室長
5	高橋 ひとみ	新潟県南魚沼地域振興局 健康福祉環境部	地域保健課精神保健福祉 相談員
6	庭野 美奈子	新潟県立小出特別支援学校	進路部副主事
7	柴野 嘉紀	南魚沼公共職業安定所	統括職業指導官
8	高橋 剛	新潟県南魚沼地域振興局 健康福祉環境部	地域福祉課課長代理
9	大津 孝一	湯沢町身体障害者協会	会長
10	原沢 久晴	湯沢町精神障害者家族会	会長
11	角谷 洋	湯沢町社会福祉協議会	社会福祉士
12	佐藤 正昭	湯沢町民生委員児童委員協議会	民生委員
13	駒形 虎次郎	湯沢町ボランティア連絡協議会	会長
14	佐野 光顕	新潟県障害者相談員	新潟県障害者相談員

計畫策定經過

年 月	内 容
平成 23 年 5 月 19 日) 平成 23 年 6 月 1 日	障がい福祉に関するアンケート調査
平成 23 年 6 月 1 日) 平成 23 年 6 月 22 日	施設アンケート調査
平成 23 年 7 月 28 日	身体障がい者団体懇談会
平成 23 年 8 月 10 日	第 1 回障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会
平成 23 年 9 月 2 日	知的障がい者団体懇談会
平成 23 年 9 月 21 日	あゆみ会（発達障がい者親の会）懇談会
平成 23 年 9 月 22 日	のぞみ会（精神障がい者家族会）懇談会
平成 24 年 1 月 13 日	第 2 回障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会
平成 24 年 1 月 25 日	平成 24 年第 1 回厚生福祉常任委員会へ計画案の説明
平成 24 年 1 月 29 日) 平成 24 年 2 月 27 日	パブリックコメントの実施
平成 24 年 2 月 29 日（予定）	南魚沼地域自立支援協議会へ報告
平成 24 年 3 月中旬（予定）	第 3 回障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会

用語解説

[か]

○ 学習障がい (LD)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

[さ]

○ 自閉症

3歳ぐらいまでに現れる発達の異常、遅滞及び社会的関係、コミュニケーション、限局した反復的な行動の3つの領域全てに見られる特徴的な機能の異常によって定義される広汎性発達障がい。

○ 情緒障がい

情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態。

○ 障害者基本法

平成5年、昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」を抜本改正して公布された法。この法律では、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」を基本理念として加えられると共に、法の対象として旧法では対象とされていなかった精神障がいが含まれた。

平成16年6月に、障がい者の自立と社会参加の一層の促進や地方自治体における障がい者基本計画の策定義務化などが盛り込まれ、「障害者基本法」に改正された。

○ 障害者自立支援法

障害者基本法の基本的理念に則り、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成 17 年 11 月 30 日に制定された。

○ 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人を保護する制度。そのような人が契約を結ぶ必要がある場合等に、本人に代わってこれらの行為を行う等の後見的役割を努める成年後見人等を家庭裁判所が選任することによって、その判断能力を補助するもの。

[た]

○ 地域自立支援協議会

障がいのある人が障がいのない人と共に暮らせる地域をつくるため、障がい福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議。具体的には、相談支援事業所の評価、困難事例の協議、障がい福祉関係機関のネットワークづくり、障がい福祉計画の進捗状況の評価などを行う。

○ 注意欠陥/多動性障がい（ADHD）

注意欠陥/多動性障がいとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

○ 通級

日本の義務教育における特別支援教育の制度の一つで、普通学級に在籍していながら特別支援学級等に通うこと。

○ 特別支援教育

学校教育法に基づき、従来の特殊教育の対象(盲、聾、養護学校、小中学校における特殊学級及び通級による指導)の障がいだけでなく、学習障がい、注意欠陥/多動性障がい、高機能自閉症等を含め障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育のこと。

[な]

○ 新潟県おもいやり駐車場制度

身体障がい者等(身体に障がいがある方、高齢者、妊産婦の方等)歩行が困難な方に県が利用証を交付し、利用証の有無により身障者用駐車場の利用対象者を明確にすることで、適正な利用を確保する身障者用駐車場利用証制度「パーキングパーミット制度」。隣接県との相互利用も可能。平成 24 年 1 月 15 日より開始。

[は]

○ 発達障がい

先天的な要因によって主に乳児期から幼児期にかけてその特性が現れ始める発達遅延。発達障がいには、しばしば精神・知能的な障がいや身体的な障がいを伴う。主な発達障がいは『学習障がい』『注意欠陥/多動性障がい』『アスペルガー症候群』(社会性・興味・コミュニケーションについて特異性が認められるもの。IQ が知的障がい域でないことが多く「知的障がいない自閉症」として扱われることも多い。)'『広汎性発達障がい』(生まれつき、あるいは発達早期に脳に何らかの障がいを生じたために、行動や認知発達の偏りを示す障がい)。

○ 発達障害者支援法

平成 17 年 4 月より施行された法。発達障がいの早期発見を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにする、発達障がい者に対し学校教育、就労等の支援を図る、発達障がい者支援センターを指定すること等について定め、発達障がい者の自立、及び社会参加に向け生活全般にわたる支援を行うことが定められた。

○バリアフリー

意識や習慣による差別、物理的な障がい、必要以上の規制など、人と人を隔てたり、人の自由な行動を妨げたりする障がいを取り除くこと。

[ま]

○メタボリックシンドローム（代謝症候群）

内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・高脂血症のうち 2 つ以上を合併した状態。高血糖や高血圧は単独でもリスクを高める要因であるが、これらが多数重積すると相乗的に動脈硬化性疾患の発生頻度が高まるとされている。

[や]

○ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように建物や製品などをデザインすること。

[ら]

○リハビリテーション

病気や外傷が原因で心身の機能と構造の障がいと生活上の支障が生じたときに、個人とその人が生活する環境を対象に、多数専門職種が連携して問題の解決を支援する総合的アプローチのこと。